

1 学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）

私立学校法（昭和24年法律第270号）第59条第8項の規定に基づき、学校法人会計基準を次のように定める。

昭和46年4月1日

文部大臣 坂田 道太

学校法人会計基準

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 資金収支計算及び資金収支計算書（第6条—第14条）
- 第3章 消費収支計算及び消費収支計算書（第15条—第24条）
- 第4章 貸借対照表
 - 第1節 資産（第25条—第28条）
 - 第2節 基本金（第29条—第31条）
 - 第3節 貸借対照表の記載方法等（第32条—第36条）
- 第5章 知事所轄学校法人に関する特例（第37条・第38条）

附則

第1章 総則

（学校法人会計の基準）

第1条 私立学校法（昭和24年法律第270号。以下「法」という。）第59条第8項に規定する学校法人（法第64条第5項の規定により法第59条第8項の規定が準用される法第64条第4項の法人を含む。以下「学校法人」という。）は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行ない、財務計算に関する書類（以下「計算書類」という。）を作成しなければならない。

2 学校法人は、この省令に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の原則に従い、会計処理を行ない、計算書類を作成しなければならない。

（会計の原則）

第2条 学校法人は、次に掲げる原則によって、会計処理を行ない、計算書類を

作成しなければならない。

- 一 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。
- 二 すべての取引について、複式簿記の原則によって、正確な会計帳簿を作成すること。
- 三 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明りょうに表示すること。
- 四 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(収益事業会計)

第3条 法第26条第1項に規定する事業に関する会計(次項において「収益事業会計」という。)に係る会計処理及び計算書類の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従って行なわなければならない。

2 収益事業会計については、前2条及び前項の規定を除き、この省令の規定は、適用しない。

(計算書類)

第4条 学校法人が作成しなければならない計算書類は、次に掲げるものとする。

- 一 資金収支計算書及びこれに附属する次に掲げる内訳表
 - イ 資金収支内訳表
 - ロ 人件費支出内訳表
- 二 消費収支計算書及びこれに附属する消費収支内訳表
- 三 貸借対照表及びこれに附属する次に掲げる明細表
 - イ 固定資産明細表
 - ロ 借入金明細表
 - ハ 基本金明細表

(総額表示)

第5条 計算書類に記載する金額は、総額をもって表示するものとする。ただし、預り金に係る収入と支出その他経過的な収入と支出及び食堂に係る収入と支出その他教育活動に付随する活動に係る収入と支出については、純額をもって表示することができる。

第2章 資金収支計算及び資金収支計算書

(資金収支計算の目的)

第6条 学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金（現金及びいつでも引き出すことができる預貯金をいう。以下同じ。）の収入及び支出のてん末を明らかにするため、資金収支計算を行なうものとする。

（資金収支計算の方法）

第7条 資金収入の計算は、当該会計年度における支払資金の収入並びに当該会計年度の諸活動に対応する収入で前会計年度以前の会計年度において支払資金の収入となったもの（第11条において「前期末前受金」という。）及び当該会計年度の諸活動に対応する収入で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の収入となるべきもの（第11条において「期末未収入金」という。）について行なうものとする。

2 資金支出の計算は、当該会計年度における支払資金の支出並びに当該会計年度の諸活動に対応する支出で前会計年度以前の会計年度において支払資金の支出となったもの（第11条において「前期末前払金」という。）及び当該会計年度の諸活動に対応する支出で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の支出となるべきもの（第11条において「期末未払金」という。）について行なうものとする。

（勘定科目）

第8条 学校法人は、この章の規定の趣旨に沿って資金収支計算を行なうため必要な勘定科目を設定するものとする。

（資金収支計算書の記載方法）

第9条 資金収支計算書には、収入の部及び支出の部を設け、収入又は支出の科目ごとに当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。

（資金収支計算書の記載科目）

第10条 資金収支計算書に記載する科目は、別表第1のとおりとする。

（前期末前受金等）

第11条 当該会計年度の資金収入のうち前期末前受金及び期末未収入金は、収入の部の控除科目として、資金収支計算書の収入の部に記載するものとする。

2 当該会計年度の資金支出のうち前期末前払金及び期末未払金は、支出の部の控除科目として、資金収支計算書の支出の部に記載するものとする。

（資金収支計算書の様式）

第12条 資金収支計算書の様式は、第1号様式のとおりとする。

(資金収支内訳表の記載方法等)

第13条 資金収支内訳表には、資金収支計算書に記載される収入及び支出で当該会計年度の諸活動に対応するものの決算の額を次に掲げる部門ごとに区分して記載するものとする。

- 一 学校法人（次号から第5号までに掲げるものを除く。）
 - 二 各学校（各種学校を含み、次号から第5号までに掲げるものを除く。）
 - 三 研究所
 - 四 各病院
 - 五 農場、演習林その他前2号に掲げる施設の規模に相当する規模を有する各施設
- 2 前項第2号に掲げる部門の記載にあたっては、2以上の学部を置く大学にあっては学部（当該学部の専攻に対応する大学院の研究科、専攻科及び別科を含む。）に、2以上の学科を置く短期大学にあっては学科（当該学科の専攻に対応する専攻科及び別科を含む。）に、2以上の課程を置く高等学校にあっては課程（当該課程に対応する専攻科及び別科を含む。）にそれぞれ細分して記載するものとする。
- 3 通信による教育を行なう大学に係る前項の規定の適用については、当該教育を担当する機関は大学の学部又は短期大学の学科とみなす。
- 4 資金収支内訳表の様式は、第2号様式のとおりとする。

(人件費支出内訳表の記載方法等)

第14条 人件費支出内訳表には、資金収支計算書に記載される人件費支出の決算の額の内訳を前条第1項各号に掲げる部門ごとに区分して記載するものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による記載について準用する。
- 3 人件費支出内訳表の様式は、第3号様式のとおりとする。

第3章 消費収支計算及び消費収支計算書

(消費収支計算の目的)

第15条 学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の消費収入及び消費支出の内容及び均衡の状態を明らかにするため、消費収支計算を行なうものとする。

(消費収支計算の方法)

第16条 消費収入は、当該会計年度の帰属収入（学校法人の負債とならない収入をいう。以下同じ。）を計算し、当該帰属収入の額から当該会計年度において

第29条及び第30条の規定により基本金に組み入れる額を控除して計算するものとする。

- 2 消費支出は、当該会計年度において消費する資産の取得価額及び当該会計年度における用役の対価に基づいて計算するものとする。
- 3 消費収支計算は、前2項の規定により計算した消費収入と消費支出を対照して行なうものとする。

(勘定科目)

第17条 学校法人は、この章の規定の趣旨に沿って消費収支計算を行なうため必要な勘定科目を設定するものとする。

(消費収支計算書の記載方法)

第18条 消費収支計算書には、消費収入の部及び消費支出の部を設け、消費収入又は消費支出の科目ごとに、当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。

- 2 消費収入の部に記載する消費収入は、当該会計年度の帰属収入の金額から第29条及び第30条の規定により当該会計年度において基本金に組み入れる額を控除する形式で表示するものとする。

(消費収支計算書の記載科目)

第19条 消費収支計算書に記載する科目は、別表第2のとおりとする。

(当年度消費収入超過額等の記載)

第20条 当該会計年度の消費収入超過額（消費収入が消費支出をこえる額をいう。）又は消費支出超過額（消費支出が消費収入をこえる額をいう。）は、当年度消費収入超過額又は当年度消費支出超過額として、消費支出の部の次に当該金額を予算の額と対比して記載するものとする。

(翌年度繰越消費収入超過額等)

第21条 当該会計年度において次に掲げる額がある場合には、当該額を相互に加減した額を、翌年度繰越消費収入超過額又は翌年度繰越消費支出超過額として、翌会計年度に繰り越すものとする。

- 一 当年度消費収入超過額又は当年度消費支出超過額
- 二 前年度繰越消費収入超過額又は前年度繰越消費支出超過額
- 三 消費支出準備金（特定の会計年度の消費支出に充当するために留保する準備金をいう。以下同じ。）として当該会計年度において留保した額
- 四 消費支出準備金の当該会計年度における取崩額

五 第31条の規定により当該会計年度において取り崩した基本金の額

- 2 前項第3号の消費支出準備金の留保は、翌年度繰越消費支出超過額を繰り越すこととなる場合には、行なうことができないものとする。

(翌年度繰越消費収入超過額等の記載)

第22条 翌年度繰越消費収入超過額又は翌年度繰越消費支出超過額は、当年度消費収入超過額又は当年度消費支出超過額の次に、前条第1項の規定による加減の計算とともに、当該金額を予算の額と対比して記載するものとする。

(消費収支計算書の様式)

第23条 消費収支計算書の様式は、第4号様式のとおりとする。

(消費収支内訳表の記載方法等)

第24条 消費収支内訳表には、消費収支計算書に記載される消費収入及び消費支出の決算の額を第13条第1項各号に掲げる部門ごとに区分して記載するものとする。

- 2 消費収支内訳表の様式は、第5号様式のとおりとする。

第4章 貸借対照表

第1節 資産

(資産の評価)

第25条 資産の評価は、取得価額をもってするものとする。ただし、当該資産の取得のために通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時ににおける当該資産の取得のために通常要する価額をもってするものとする。

(減価償却)

第26条 固定資産のうち時の経過によりその価値を減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については、減価償却を行なうものとする。

- 2 減価償却資産の減価償却の方法は、定額法によるものとする。

(有価証券の評価換え)

第27条 有価証券については、第25条の規定により評価した価額と比較してその時価が著しく低くなった場合には、その回復が可能と認められるときを除き、時価によって評価するものとする。

(徴収不能額の引当て)

第28条 金銭債権については、徴収不能のおそれがある場合には、当該徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れるものとする。

第2節 基本金

(基本金)

第29条 学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。

(基本金への組入れ)

第30条 学校法人は、次に掲げる金額に相当する金額を、基本金に組み入れるものとする。

- 一 学校法人が設立当初に取得した固定資産で教育の用に供されるものの価額
- 二 学校法人が新たな学校（各種学校を含む。以下この号において同じ。）の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額又はこれらの目的のために固定資産を取得すべきものとして収受した金銭その他の資産の額
- 三 基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額
- 四 恒常的に保持すべき支払資金の額

2 学校法人が前項第1号及び第2号に規定する固定資産を取得した場合において、その取得に要した金額のうち当該会計年度の帰属収入をもって充てることができなかった金額があるときは、その金額については翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行なうことができる。

(基本金の取崩し)

第31条 学校法人は、その諸活動の一部又は全部を廃止した場合には、その廃止した諸活動に係る基本金への組入額の範囲内で基本金を取り崩すことができる。

第3節 貸借対照表の記載方法等

(貸借対照表の記載方法)

第32条 貸借対照表には、資産の部、負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部を設け、資産、負債、基本金又は消費収支差額の科目ごとに、当該会計年度末の額を前会計年度末の額と対比して記載するものとする。

(貸借対照表の記載科目)

第33条 貸借対照表に記載する科目は、別表第3のとおりとする。

(減価償却資産等の記載方法)

第34条 減価償却資産については、当該減価償却資産に係る減価償却額の累計額を控除した残額を記載し、減価償却額の累計額の合計額を脚注（注記事項を計

算書類の末尾に記載することをいう。以下この条において同じ。)として記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該減価償却資産の属する科目ごとに、減価償却額の累計額を控除する形式で記載することができる。

- 2 金銭債権については、徴収不能引当金の額を控除した残額を記載し、徴収不能引当金の合計額を脚注として記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該金銭債権の属する科目ごとに、徴収不能引当金の額を控除する形式で記載することができる。
- 3 担保に供されている資産については、その種類及び額を脚注として記載するものとする。
- 4 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行なうこととなる金額については、当該金額を脚注として記載するものとする。

(貸借対照表の様式)

第35条 貸借対照表の様式は、第6号様式のとおりとする。

(附属明細表の記載方法等)

第36条 固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表には、当該会計年度における固定資産、借入金及び基本金の増減の状況、事由等をそれぞれ第7号様式、第8号様式及び第9号様式に従って記載するものとする。

第5章 知事所轄学校法人に関する特例

(徴収不能引当の特例)

第37条 都道府県知事を所轄庁とする学校法人(高等学校を設置するものを除く。次条において「知事所轄学校法人」という。)は、第28条の規定にかかわらず、徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れないことができる。

(基本金組入れに関する特例等)

第38条 知事所轄学校法人は、第30条第1項の規定にかかわらず、同項第4号に掲げる金額に相当する金額の全部又は一部を基本金に組み入れないことができる。

- 2 知事所轄学校法人は、第4条の規定にかかわらず、基本金明細表を作成しないことができる。
- 3 前項の規定により基本金明細表を作成しない学校法人については、第30条第2項の規定は、適用しない。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

- 2 法第59条第8項の規定が初めて適用される学校法人については、同項の規定が初めて適用される会計年度における資金収支計算に係る会計処理以外の会計処理及び資金収支計算書（これに附属する内訳表を含む。）以外の計算書類の作成は、なお従前の例によることができる。ただし、文部大臣を所轄庁とする学校法人について、昭和47年度以後の会計年度において同項の規定が初めて適用されることとなる場合は、この限りでない。
- 3 学校法人が前項本文の会計年度の末日に有している資産に係る評価及び減価償却の方法については、第25条及び第26条第2項の規定によらないことができる。

別表第1 資金収支計算書記載科目

収入の部		備 考
科 目	目	
大 科 目	小 科 目	
学生生徒等納付金収入	授 業 料 収 入	聴講料, 補講料等を含む。
	入 学 実 験 実 習 料 収 入	教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。
	施 設 設 備 資 金 収 入	施設拡充費その他施設・設備の拡充等のための資金として徴収する収入をいう。
手 数 料 収 入	入 学 検 定 料 収 入	その会計年度に実施する入学試験のために徴収する収入をいう。
	試 験 料 収 入 証 明 手 数 料 収 入	編入学, 追試験等のために徴収する収入をいう。 在学証明, 成績証明等の証明のために徴収する収入をいう。
寄 付 金 収 入	特 別 寄 付 金 収 入	土地, 建物等の現物寄付金を除く。
	一 般 寄 付 金 収 入	用途指定のある寄付金をいう。 用途指定のない寄付金をいう。
補 助 金 収 入	国 庫 補 助 金 収 入 地 方 公 共 団 体 補 助 金 収 入	日本私学振興財団からの補助金を含む。
資 産 運 用 収 入	奨 学 基 金 運 用 収 入	奨学基金の運用により生ずる収入をいう。
	受 取 利 息 ・ 配 当 金 収 入	預金, 貸付金等の利息, 株式の配当金等をいい, 奨学基金運用収入を除く。
資 産 売 却 収 入	施 設 設 備 利 用 料 収 入	固定資産に含まれない物品の売却収入を除く。
	不 動 産 売 却 収 入 有 価 証 券 売 却 収 入	
事 業 収 入	補 助 活 動 収 入	食堂, 売店, 寄宿舎等教育活動に付随する活動に係る事業の収入をいう。
	附 属 事 業 収 入	附属機関(病院, 農場, 研究所等)の事業の収入をいう。
	受 託 事 業 収 入	外部から委託を受けた試験, 研究等による収入をいう。
	収 益 事 業 収 入	収益事業会計からの繰入収入をいう。 固定資産に含まれない物品の売却収入その他学校法人に帰属する上記の各収入以外の収入をいう。
借 入 金 等 収 入	廢 品 売 却 収 入	
	長 期 借 入 金 収 入	その期限が貸借対照表日後1年をこえて到来するものをいう。
前 受 金 収 入	短 期 借 入 金 収 入	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。
	学 校 債 収 入	翌年度入学の学生, 生徒等に係る学生生徒等納付金収入その他の前受金収入をいう。
	授 業 料 前 受 金 収 入 入 学 金 前 受 金 収 入 実 験 実 習 料 前 受 金 収 入 施 設 設 備 資 金 前 受 金 収 入	
そ の 他 の 収 入	(何)引当特定預金からの繰入収入	上記の各収入以外の収入をいう。
	前 期 未 収 入 金 収 入	前会計年度末における未収入金の当該会計年度における収入をいう。
	貸 付 金 回 収 収 入 預 り 金 受 入 収 入	

支出の部		備 考
科 目	目	
大 科 目	小 科 目	
人 件 費 支 出	教 員 人 件 費 支 出	教員（学長，校長又は園長を含む。以下同じ。）に支給する本俸，期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。
	職 員 人 件 費 支 出	教員以外の職員に支給する本俸，期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。
教育 研究 経 費 支 出	役 員 報 酬 支 出	理事及び監事に支払う報酬をいう。
	退 職 金 支 出	教育研究のために支出する経費（学生，生徒等を募集するために支出する経費を除く。）をいう。
管 理 経 費 支 出	消 耗 品 費 支 出	電気，ガス又は水の供給を受けるために支出する経費をいう。
	旅 費 交 通 費 支 出	貸与の奨学金を除く。
借 入 金 等 利 息 支 出	旅 費 交 通 費 支 出	
	借 入 金 利 息 支 出	
借 入 金 等 返 済 支 出	借 入 金 利 息 支 出	
	借 入 金 返 済 支 出	
施 設 関 係 支 出	借 入 金 返 済 支 出	
	土 地 支 出	整地費，周せん料等の施設の取得に伴う支出を含む。
設 備 関 係 支 出	構 築 物 支 出	建物に附属する電気，給排水，暖房等の設備のための支出を含む。
	建 設 仮 勘 定 支 出	プール，競技場，庭園等の土木設備又は工作物のための支出をいう。
資 産 運 用 支 出	建 設 仮 勘 定 支 出	建物及び構築物が完成するまでの支出をいう。
	教 育 研 究 用 機 器 備 品 支 出	標本及び模型の取得のための支出を含む。
そ の 他 の 支 出	其 他 の 機 器 備 品 支 出	
	図 車 支 出	
有 価 証 券 購 入 支 出	有 価 証 券 購 入 支 出	
	(何)引当特定預金への繰入支出	
収 益 事 業 元 入 金 支 出	収 益 事 業 元 入 金 支 出	収益事業に対する元入額の支出をいう。
	特 定 基 本 金 引 当 資 産 支 出	
貸 付 金 支 払 支 出	貸 付 金 支 払 支 出	収益事業に対する貸付金の支出を含む。
	手 形 債 務 支 払 支 出	
前 期 未 払 金 支 払 支 出	前 期 未 払 金 支 払 支 出	
	預 り 金 支 払 支 出	
前 払 金 支 払 支 出	前 払 金 支 払 支 出	
	前 払 金 支 払 支 出	

- (注) 1 小科目については，適当な科目を追加し，又は細分することができる。
- 2 小科目に追加する科目は，形態分類による科目でなければならない。ただし，形態分類によることが困難であり，かつ，金額がきん少なものについては，この限りでない。
- 3 大科目と小科目の間に適当な中科目を設けることができる。
- 4 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあっては，教育研究経費支出の科目及び管理経費支出の科目に代えて，経費支出の科目を設けることができる。
- 5 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあっては，教育研究用機器備品支出の科目及びその他の機器備品支出の科目に代えて，機品備品支出の科目を設けることができる。

別表第2 消費収支計算書記載科目

消費収入の部			
科 目		備 考	
大 科 目	小 科 目		
学 生 生 徒 等 納 付 金	授 業 料	聴講料，補講料等を含む。	
	入 学 料		
	実 験 実 習 料	教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。	
	施 設 設 備 資 金	施設拡充費その他施設・設備の拡充等のための資金として徴収する収入をいう。	
	手 数 料	入 学 検 定 料	その会計年度に実施する入学試験のために徴収する収入をいう。
		試 験 料	編入学，追試験等のために徴収する収入をいう。
		証 明 手 数 料	在学証明，成績証明等の証明のために徴収する収入をいう。
	寄 付 金	特 別 寄 付 金	用途指定のある寄付金をいう。
		一 般 寄 付 金	用途指定のない寄付金をいう。
	補 助 金	現 物 寄 付 金	土地，建物等の受贈額をいう。
国 庫 補 助 金		日本私学振興財団からの補助金を含む。	
資 産 運 用 収 入	地 方 公 共 団 体 補 助 金		
	奨 学 基 金 運 用 収 入	奨学基金の運用により生ずる収入をいう。	
資 産 売 却 差 額	受 取 利 息 ・ 配 当 金	預金，貸付金等の利息，株式の配当金等をいい，奨学基金運用収入を除く。	
	施 設 設 備 利 用 料	資産売却収入が当該資産の帳簿残高をこえる場合のその超過額をいう。	
	事 業 収 入		
雑 収 入	補 助 活 動 収 入	食堂，売店，寄宿舎等教育活動に付随する活動に係る事業の収入をいう。	
	附 属 事 業 収 入	附属機関（病院，農場，研究所等）の事業の収入をいう。	
	受 託 事 業 収 入	外部から委託を受けた試験，研究等による収入をいう。	
	収 益 事 業 収 入	収益事業会計からの繰入収入をいう。	
	廃 品 売 却 収 入	固定資産に含まれない物品の売却収入その他学校法人に帰属する上記の各収入以外の収入をいう。売却する物品に帳簿残高がある場合には，売却収入が帳簿残高をこえる額をいう。	

支出の部		
科 目		備 考
大 科 目	小 科 目	
人 件 費	教 員 人 件 費	教員(学長, 校長又は園長を含む。以下同じ。)に支給する本俸, 期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。
	職 員 人 件 費	教員以外の職員に支給する本俸, 期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。
	役 員 報 酬	理事及び監事に支払う報酬をいう。
	退職給与引当金繰入額 (又は退職金)	退職給与引当金への繰入れを行っていない場合には, 当該会計年度における退職金支払額を退職金として記載するものとする。
教 育 研 究 経 費		教育研究のために支出する経費(学生, 生徒等を募集するために支出する経費を除く。)をいう。
	消 耗 品 費 光 熱 水 費	電気, ガス又は水の供給を受けるために支出する経費をいう。
	旅 費 交 通 費 奨 学 費 費 減 価 償 却 額	貸与の奨学金を除く。 教育研究用減価償却資産に係る当該会計年度分の減価償却額をいう。
管 理 経 費	消 耗 品 費 光 熱 水 費	
	旅 費 交 通 費 減 価 償 却 額	教育研究用減価償却資産以外の減価償却資産に係る当該会計年度分の減価償却額をいう。
借 入 金 等 利 息	借 入 金 利 息 学 校 債 利 息	
資 産 処 分 差 額		資産の帳簿残高が当該資産の売却収入金額をこえる場合のその超過額をいい, 除却損又は廃棄損を含む。
徴収不能引当金繰入額 (又は徴収不能額)		徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れていない債権について当該会計年度において徴収不能となった場合には, 当該徴収不能の金額を徴収不能額として記載するものとする。

- (注) 1 小科目については, 適当な科目を追加し, 又は細分することができる。
 2 小科目に追加する科目は, 形態分類による科目でなければならない。ただし, 形態分類によることが困難であり, かつ, 金額がきん少なものについては, この限りでない。
 3 大科目と小科目の間に適当な科目を設けることができる。
 4 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあっては, 教育研究経費の科目及び管理経費の科目に代えて, 経費の科目を設けることができる。

別表第3 貸借対照表記載科目

資産の部			備 考
科		目	
大 科 目	中 科 目	小 科 目	
固定資産	有形固定資産		貸借対照表日後1年をこえて使用される資産をいう。耐用年数が1年未満になっているものであっても使用中のものを含む。
		土 地	建物に附属する電気、給排水、暖房等の設備を含む。
		構 築 物	プール、競技場、庭園等の土木設備又は工作物をいう。
		教育研究用機器備品 その他の機器備品	標本及び模型を含む。
		図 書 車 輦 建 設 仮 勘 定	建設中又は製作中の有形固定資産をいい、工事前払金、手付金等を含む。
	その他の固定資産	借 地 権	地上権を含む。
		電 話 加 入 権	専用電話、加入電話等の設備に要する負担金額をいう。
		施 設 利 用 権	長期に保有する有価証券をいう。
		有 価 証 券	収益事業に対する元入額をいう。
		収 益 事 業 元 入 金 長 期 貸 付 金	その期限が貸借対照表日後1年をこえて到来するものをいう。
流動資産	(何)引当特定預金 特定基本金引当資産	特定基本金に係る預金等をいう。	
	現 金 預 金	学生生徒等納付金、補助金等の貸借対照表日における未収額をいう。	
	未 収 入 金	減価償却の対象となる長期的な使用資産を除く。	
	貯 蔵 品	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。	
	短 期 貸 付 金 有 価 証 券	一時的に保有する有価証券をいう。	

負債の部		
科 目		備 考
大 科 目	小 科 目	
固定負債	長 期 借 入 金	その期限が貸借対照表日後1年をこえて到来するものをいう。
	学 校 債 退職給与引当金	同 上 退職給与規程等による計算に基づく退職給与引当額をいう。
流動負債	短 期 借 入 金	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいい、資金借入れのために振り出した手形上の債務を含む。
	手 形 債 務	物品の購入のために振り出した手形上の債務に限る。
	未 払 金 前 受 金 預 り 金	教職員の源泉所得税、社会保険料等の預り金をいう。
基本金の部		
科 目		備 考
基 本 金 (特定基本金)		特定基本金を設けた場合の特定基本金を除く。特定基本金を設けた場合のみ記載するものとする。
消費収支差額の部		
科 目		備 考
(何) 年度消費支出準備金 翌年度繰越消費収入超過額 (又は翌年度繰越消費支出超過額)		特定の会計年度の消費支出に充当するために留保した額をいう。

- (注) 1 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができる。
 2 第30条第1項第3号に掲げる額に係る基本金に限って特定基本金として分類することができる。
 3 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあっては、教育研究用機器備品の科目及びその他の機器備品の科目に代えて、機器備品の科目を設けることができる。

第1号様式

資金収支計算書

年 月 日 から

年 月 日 まで

(単位 円)

収入の部	目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入				
授業料収入				
入学金収入				
実験実習料収入				
施設設備資金収入				
(何)				
手数料収入				
入学検定料収入				
試験料収入				
証明手数料収入				
(何)				
寄付金収入				
特別寄付金収入				
一般寄付金収入				
補助金収入				
国庫補助金収入				
地方公共団体補助金収入				
(何)				
資産運用収入				
奨学基金運用収入				
受取利息・配当金収入				
施設設備利用料収入				
(何)				
資産売却収入				
不動産売却収入				
有価証券売却収入				
(何)				
事業収入				
補助活動収入				
附属事業収入				
受託事業収入				
収益事業収入				
(何)				
雑 収 入				
廃品売却収入				
(何)				
借入金等収入				
長期借入金収入				
短期借入金収入				

学校債収入			
前受金収入			
授業料前受金収入			
入学前受金収入			
実験実習料前受金収入			
施設設備資金前受金収入			
(何)			
その他の収入			
(何) 引当特定預金からの繰入収入			
前期末未収入金収入			
貸付金回収収入			
預り金受入収入			
(何)			
資金収入調整勘定			
期末未収入金			
	△	△	
前期末前受金			
	△	△	
(何)			
	△	△	
前年度繰越支払資金			
収入の部合計			
支 出 の 部			
科 目	予 算	決 算	差 異
人件費支出			
教員人件費支出			
職員人件費支出			
役員報酬支出			
退職金支出			
(何)			
教育研究経費支出			
消耗品費支出			
光熱水費支出			
旅費交通費支出			
奨学費支出			
(何)			
管理経費支出			
消耗品費支出			
光熱水費支出			
旅費交通費支出			
(何)			
借入金等利息支出			
借入金利息支出			
学校債利息支出			
借入金等返済支出			
借入金返済支出			
学校債返済支出			
施設関係支出			
土地支出			
建物支出			
構築物支出			

建設仮勘定支出 (何)			
設備関係支出			
教育研究用機器備品支出			
その他の機器備品支出			
図書支出			
車輛支出			
(何)			
資産運用支出			
有価証券購入支出			
(何)引当特定預金への繰入支出			
収益事業元入金支出			
特定基本金引当資産支出			
(何)			
その他の支出			
貸付金支払支出			
手形債務支払支出			
前期末未払金支払支出			
預り金支払支出			
前払金支払支出			
(何)			
〔予備費〕	()		
資金支出調整勘定			
期末未払金	△	△	
前期末前払金	△	△	
(何)	△	△	
次年度繰越支払資金			
支出の部合計			

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
- 3 予算の欄の予備費の項の()内には、予備費の使用額を記載し、()外には、未使用額を記載する。予備費の使用額は、該当科目に振り替えて記載し、その振替科目及びその金額を注記する。

第2号様式

資 金 収 支 内 訳 表

年 月 日 から
年 月 日 まで
収 入 の 部

(単位 円)

部 門 科 目	学校法人	大 学			(何) 幼稚園	研究所	(何) 病院	総額
		(何) 学部		計				
学生生徒等納付金収入								
授業料収入								
入学金収入								
実験実習料収入								
施設設備資金収入								
(何)								
手数料収入								
入学検定料収入								
試験料収入								
証明手数料収入								
(何)								
寄付金収入								
特別寄付金収入								
一般寄付金収入								
補助金収入								
国庫補助金収入								
地方公共団体補助金収入								
(何)								
資産運用収入								
奨学基金運用収入								
受取利息・配当金収入								
施設設備利用料収入								
(何)								
資産売却収入								
不動産売却収入								
有価証券売却収入								
(何)								
事業収入								
補助活動収入								
附属事業収入								
受託事業収入								
収益事業収入								
(何)								
雑 収 入								
廃品売却収入								
(何)								
借入金等収入								
長期借入金収入								
短期借入金収入								
学校債収入								
計								

支 出 の 部

(単位 円)

部 門 科 目	学校法人	(何) 大 学			(何) 幼稚園	研究所	(何) 病院	総額
		(何) 学部		計				
人件費支出								
教員人件費支出								
職員人件費支出								
役員報酬支出								
退職金支出								
(何)								
教育研究経費支出								
消耗品費支出								
光熱水費支出								
旅費交通費支出								
奨学費支出								
(何)								
管理経費支出								
消耗品費支出								
光熱水費支出								
旅費交通費支出								
(何)								
借入金等利息支出								
借入金利息支出								
学校債利息支出								
借入金等返済支出								
借入金返済支出								
学校債返済支出								
施設関係支出								
土地支出								
建物支出								
構築物支出								
建設仮勘定支出								
(何)								
設備関係支出								
教育研究用機器備品支出								
その他の機器備品支出								
図書支出								
車輛支出								
(何)								
計								

- (注) 1 学校法人が現に有している部門のみを掲げる様式によるものとする。
 2 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
 3 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
 4 どの部門の収入又は支出であるか明らかでない収入又は支出は、教員数又は在学者数の比率等を勘案して、合理的に各部門に配付する。

第4号様式

消費収支計算書

年 月 日 から

年 月 日 まで

(単位 円)

消費収入の部				
科	目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金				
授 業 料				
入 学 金				
実験実習料				
施設設備資金				
(何)				
手 数 料				
入学検定料				
試 験 料				
証明手数料				
(何)				
寄 付 金				
特別寄付金				
一般寄付金				
現物寄付金				
補 助 金				
国庫補助金				
地方公共団体補助金				
(何)				
資産運用収入				
奨学基金運用収入				
受取利息・配当金				
施設設備利用料				
(何)				
資産売却差額				
(何)				
事 業 収 入				
補助活動収入				
附属事業収入				
受託事業収入				
収益事業収入				
(何)				
雑 収 入				
廃品売却収入				
(何)				
帰属収入合計				
基本金組入額合計		△	△	
消費収入の部合計				

消費支出の部				
科	目	予 算	決 算	差 異
人 件 費				
教員人件費				
職員人件費				
役員報酬				
退職給与引当金繰入額（又は退職金）				
(何)				
教育研究経費				
消耗品費				
光熱水費				
旅費交通費				
奨 学 費				
減価償却額				
(何)				
管理経費				
消耗品費				
光熱水費				
旅費交通費				
減価償却額				
(何)				
借入金等利息				
借入金利息				
学校債利息				
資産処分差額				
(何)				
徴収不能引当金繰入額（又は徴収不能額）				
〔予 備 費〕		()		
消費支出の部合計				
当年度消費収入超過額（又は当年度消費支出超過額）				
前年度繰越消費収入超過額（又は前年度繰越消費支出超過額）				
(何) 年度消費支出準備金繰入額				
(何) 年度消費支出準備金取崩額				
基本金取崩額				
翌年度繰越消費収入超過額（又は翌年度繰越消費支出超過額）				

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
- 3 必要がある場合には、基本金組入額合計の内訳として、当該基本金に組み入れた金額の属する帰属収入の科目の次に、それぞれの基本金への組入額を、△印を付して記載する様式によることができる。
- 4 予算の欄の予備費の項の()内には、予備費の使用額を記載し、()外には、未使用額を記載する。予備費の使用額は、該当科目に振り替えて記載し、その振替科目及びその金額を注記する。

第5号様式

消費収支内訳表

年 月 日 から
年 月 日 まで

消費収入の部

(単位 円)

部 門	学校法人(何)大学			(何)幼稚園	研究所	(何)病院	総額
科 目							
学生生徒等納付金							
授 業 料							
入 学 金							
実験実習料							
施設設備資金							
(何)							
手 数 料							
入学検定料							
試 験 料							
証明手数料							
(何)							
寄 付 金							
特別寄付金							
一般寄付金							
現物寄付金							
補 助 金							
国庫補助金							
地方公共団体補助金							
(何)							
資産運用収入							
奨学基金運用収入							
受取利息・配当金							
施設設備利用料							
(何)							
資産売却差額							
(何)							
事業収入							
補助活動収入							
附属事業収入							
受託事業収入							
収益事業収入							
(何)							
雑 収 入							
廃品売却収入							
(何)							
附属収入合計							
基本金組入額合計	△	△	△	△	△	△	△
消費収入の部合計							

消 費 支 出 の 部

(単位 円)

部 門 科 目	学 校 法 人		(何) 大 学		(何) 幼 稚 園	研 究 所	(何) 病 院			総 額
人 件 費										
教員人件費										
職員人件費										
役員報酬										
退職給与引当金繰入額 (又は退職金)										
(何)										
教育研究経費										
消耗品費										
光熱水費										
旅費交通費										
奨 学 費										
減価償却額										
(何)										
管理経費										
消耗品費										
光熱水費										
旅費交通費										
減価償却額										
(何)										
借入金等利息										
借入金利息										
学校債利息										
資産処分差額										
(何)										
徴収不能引当金繰入額 (又は徴収不能額)										
消費支出の部合計										

- (注) 1 学校法人が現に有している部門のみを掲げる様式によるものとする。
 2 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
 3 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
 4 どの部門の消費収入又は消費支出であるか明らかでない消費収入又は消費支出は、教員数又は在学者数の比率等を勘案して、合理的に各部門に配付する。

第6号様式

貸借対照表

年 月 日

(単位 円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産			
有形固定資産			
土地			
建物			
構築物			
教育研究用機器備品			
その他の機器備品			
図書			
車輛			
建設仮勘定			
(何)			
その他の固定資産			
借地権			
電話加入権			
施設利用権			
有価証券			
収益事業元入金			
長期貸付金			
(何)引当特定預金			
特定基本基金引当資産			
(何)			
流動資産			
現金預金			
未収入金			
貯蔵品			
短期貸付金			
有価証券			
(何)			
資産の部合計			

負債の部					
科	目	本年度末	前年度末	増	減
固定負債					
	長期借入金				
	学 校 債				
	退職給与引当金				
	(何)				
流動負債					
	短期借入金				
	手形債務				
	未 払 金				
	前 受 金				
	預 り 金				
	(何)				
負債の部合計					
基本金の部					
科	目	本年度末	前年度末	増	減
基 本 金					
特定基本金					
基本金の部合計					
消費収支差額の部					
科	目	本年度末	前年度末	増	減
	(何) 年度消費支出準備金				
	翌年度繰越消費収入超過額 (又は 翌年度繰越消費支出超過額)				
消費収支差額の部合計					
科	目	本年度末	前年度末	増	減
負債の部、基本金の部および消費 収支差額の部合計					

注 記 減価償却額の累計額の合計額

徴収不能引当金の合計額

担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行なうこととなる金額

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。

第7号様式

固 定 資 産 明 細 表

年 月 日 から
年 月 日 まで

(単位 円)

科 目		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額の累計額	差引期末残高	摘 要
有形 固定 資産	土地							
	建物							
	構築物							
	教育研究用機器備品							
	その他の機器備品							
	図書							
	車輦							
	建設仮勘定 (何)							
	計							
	その他の 固定 資産	借地権						
電話加入権								
施設利用権								
有価証券								
収益事業元入金								
長期貸付金								
(何)引当特定預金								
特定基本金引当資産 (何)								
計								
合 計								

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
 3 期末残高から減価償却額の累計額を控除した残高を差引期末残高の欄に記載する。
 4 贈与、災害による廃棄その他特殊な事由による増加若しくは減少があった場合又は同一科目について資産総額の1/100に相当する金額(その額が3,000万円をこえる場合には、3,000万円)をこえる額の増加若しくは減少があった場合には、それぞれの事由を摘要の欄に記載する。

借入金明細表

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

借 入 先		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	利 率	返済期限	摘 要
長期 借入 金	公融 的機 関	(何)						
		(何)						
		小 計						
	市融 中機 関	(何)						
		(何)						
		小 計						
	そ の 他	(何)						
		(何)						
		小 計						
短期 借入 金	公融 的機 関	(何)						
		(何)						
		小 計						
	市融 中機 関	(何)						
		(何)						
		小 計						
	そ の 他	(何)						
		(何)						
		小 計						
返済期限が1年以内の長期借入金								
計								
合 計								

(注) 1 摘要の欄には、借入金の使途及び担保物件の種類を記載する。
 2 同一の借入先について複数の契約口数がある場合には、借入先別に一括し、利率、返済期限、借入金の使途及び担保物件の種類について要約して記載することができる。

第9号様式

基本金明細表

年 月 日 から
年 月 日 まで

基本金

(単位 円)

事 項	金 額	摘 要
前期繰越高 当期組入高 (何)		
(何) 合 計 当期取崩高 (何)	△	
(何) 合 計 当期末残高	△ △	

特定基本金

(単位 円)

事 項	金 額
前期繰越高 当期組入高 (何)	
(何) 合 計 当期取崩高 (何)	△
(何) 合 計 当期末残高	△ △

- (注) 1 当期組入高及び当期取崩高については、組入れ及び取崩しの原因となる事実を当期組入高及び当期取崩高の金額ごとに事項の欄に記載する。ただし、特定基本金以外の基本金については、当期組入れの原因となる事実に係る金額の合計額が前期繰越高の1/100に相当する金額(その金額が3,000万円をこえる場合には、3,000万円)をこえない場合には、資産の種類等により一括して記載することができる。
- 2 当期末残高の金額の欄には、前期繰越高に当期組入高を加え、当期取崩高を減じた額を記載する。
- 3 第30条第2項の規定により、翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行なうこととなる金額がある場合には、その金額を摘要の欄に記載するものとする。

2 関係法令

(1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）（抄）

〔学校備付表簿〕

第15条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

（1から5までおよび7省略）

6 資産原簿，出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具，標本，模型等の教具の目録

② 前項の表簿は，別に定めるもののほか，指導要録及びその写にあっては20年間，その他の表簿（指導要録の抄本を除く）にあっては5年間，これを保存しなければならない。

(2) 私立学校法（昭和24年法律第270号）（抄）

（収益事業）

第26条 学校法人は，その設置する私立学校の教育に支障のない限り，その収益を私立学校の経営に充てるため，収益を目的とする事業を行うことができる。

（第2項 略）

3 第1項の事業に関する会計は，当該学校法人の設置する私立学校の経営に関する会計から区分し，特別の会計として経理しなければならない。

第42条 次に掲げる事項については，理事長において，あらかじめ，評議員会の意見を聞かなければならない。

一 予算，借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項

（評議員会に対する決算の報告）

第46条 決算は，毎会計年度終了後2月以内に，理事長において，評議員会に報

告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付)

第47条 学校法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作り、常にこれを各事務所に備え置かなければならない。

(会計年度)

第48条 学校法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(助成)

第59条

(1から7まで略)

- 8 私立学校の経常的経費に対する国又は地方公共団体の補助金で政令で定めるものの交付を受ける学校法人は、文部大臣の定める基準に従い、会計処理を行わない、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。
- 9 前項に規定する学校法人は、所轄庁の定めるところにより、同項の書類のほか収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。この場合において、同項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添附しなければならない。

(3) 日本私学振興財団法(昭和45年法律第69号)(抄)

附 則

(私立学校法の一部改正に伴う経過措置)

第14条 改正後の私立学校法第59条第8項の規定は、昭和46年度以後において政令で定める会計年度から適用する。ただし、政令で定める学校法人に対する同項の規定の適用は、別に政令で定める会計年度までは、所轄庁の定めるところによる。

- 2 前項の規定により改正後の私立学校法第59条第8項の規定の適用がない会計年度については、同条第9項中「同項の書類」とあるのは、「貸借対照表及び収支計算書」として、同項の規定を適用する。
- 3 政令で定める学校法人に対する改正後の私立学校法第59条第9項後段の規定

の適用は、同項後段及び前項の規定にかかわらず、当分の間、所轄庁の定めるところによる。

(4) 私立学校法施行令（昭和25年政令第31号）（抄）

（経常的経費に対する国又は地方公共団体の補助金の種類）

第5条 法第59条第8項の政令で定める国又は地方公共団体の補助金は、校長及び教員の給与に要する経費又はこれを含む経常的経費に対する補助金で文部省令又は当該地方公共団体の規則で定めるものとする。

附 則

11 日本私学振興財団法（昭和45年法律第69号）附則第14条第3項の政令で定める学校法人は、都道府県知事を所轄庁とする学校法人とする。

(5) 日本私学振興財団法附則第14条第1項に規定する会計年度等を定める政令（昭和46年政令第45号）

第1条 日本私学振興財団法附則第14条第1項本文の政令で定める会計年度は、昭和46年度とする。

第2条 日本私学振興財団法附則第14条第1項ただし書の政令で定める学校法人は都道府県知事を所轄庁とする学校法人とし、同項ただし書の政令で定める会計年度は昭和47年度とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

(6) 沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第106号）（抄）

（私立学校法第59条第8項の規定を適用する会計年度に関する特例）

第30条 沖縄県に主たる事務所が所在する学校法人については、私立学校法第59

条第8項の規定は、日本私学振興財団法（昭和45年法律第69号）附則第14条第1項の規定にかかわらず、文部大臣を所轄庁とするものについては昭和48年度から、沖縄県知事を所轄庁とするものについては昭和50年度から、それぞれ、適用する。

- 2 前項の規定より私立学校法第59条第8項の規定の適用がない会計年度については、同条第9項中「同項の書類」とあるのは、「貸借対照表及び収支計算書」として、同項の規定を適用する。

(7) 私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）（抄）

（経常的経費に対する国の補助金の種類）

第7条の2 私立学校法施行令（昭和25年政令第31号。以下「令」という。）第5条の文部省令で定める国の補助金は、私立大学等経常費補助金及び特殊教育設備整備費等補助金のうち私立特殊教育学校教育費補助に係るものとする。

第7条の3 法第59条第8項に規定する学校法人で文部大臣の所轄に属するものは、毎年度、当該年度に係る収支予算書を当該年度の6月30日までに、同項に規定する書類を当該年度の翌年度の6月30日までに、それぞれ文部大臣に届け出なければならない。

- 2 前項の学校法人は、同項の収支予算書に係る収支予算を変更したときは、変更後の収支予算書をすみやかに文部大臣に届け出なければならない。

附 則（昭和45年文部省令第25号）

- 2 昭和45年度においては、改正後の第7条の3第1項中「当該年度の6月30日」とあるのは、「昭和46年1月31日」と読み替えるものとする。

(8) 沖縄の復帰に伴う文部省関係省令の適用の特別措置等に関する省令（昭和47年文部省令第28号）（抄）

（学校法人会計基準の適用に関する経過措置）

第21条 沖縄県に主たる事務所が所在する学校法人で文部大臣を所轄庁とするものに係る学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）附則第2項ただし書の

規定の適用については、同項ただし書中「昭和47年度」とあるのは、「昭和49年度」とする。

(文部大臣所轄の学校法人に係る収支予算書の届出期限に関する経過措置)

第22条 沖縄県に主たる事務所が所在する学校法人で文部大臣を所轄庁とするものに係る私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）第7条の3第1項の規定の適用については、昭和47年度に限り、同項中「当該年度の6月30日」とあるのは、「当該年度の7月31日」とする。

(9) 昭和45年度監査事項指定告示（文部省告示第300号）

私立学校法（昭和24年法律第270号）第59条第9項の規定に基づき、文部大臣所轄の学校法人が同項の規定により文部大臣に届け出る昭和45会計年度の貸借対照表及び収支計算書に添附する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定する。

昭和45年12月17日

文部大臣 坂 田 道 太

昭和45年度における当該学校法人の会計制度の運用状況及び同年度末における会計制度の整備状況

(10) 昭和46年度監査事項指定告示（文部省告示第207号）

私立学校法（昭和24年法律第270号）第59条第9項の規定に基づき、文部大臣を所轄庁とする学校法人が同項の規定により文部大臣に届け出る昭和46年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定する。

昭和46年12月1日

文部大臣 高 見 三 郎

- 1 昭和46年度における当該学校法人の会計制度の整備及び運用の状況
- 2 昭和46年度の資金収支計算は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って行なわれ、同会計年度の資金収支計算書は、学校法人会計基準の定めるところに従って作成されているかどうか。

(1) 昭和47年度監査事項指定告示（文部省告示第114号）

私立学校法（昭和24年法律第270号）第59条第9項の規定に基づき、文部大臣を所轄庁とする学校法人が同項の規定により文部大臣に届け出る昭和47年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定する。

昭和47年7月26日

文部大臣 稲 葉 修

学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って、会計処理が行なわれ、財務計算に関する書類（資金収支内訳表及び消費収支内訳表を除く。）が作成されているかどうか。ただし、沖縄県に主たる事務所が所在する学校法人については、昭和47年度においては、同会計年度における会計制度の運用状況及び同年度末における会計制度の整備状況、昭和48年度においては、同会計年度における会計制度の整備及び運用の状況並びに同会計年度の資金収支計算が学校法人会計基準の定めるところに従って行なわれ、同会計年度の資金収支計算書が学校法人会計基準の定めるところに従って作成されているかどうか。

(2) 昭和47年度以後の監査事項の指定について（通知）

（昭和47年7月27日 文管振第128号）
 文部大臣所轄学校法人理事長あて
 文部省管理局長通知

私立学校法（昭和24年法律第270号）第59条第9項の規定に基づき、文部大臣を所轄庁とする学校法人が同項の規定により文部大臣に届け出る昭和47年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士または監査法人の監査報告書に係る監査事項が昭和47年文部省告示第114号をもって別添のとおり指定されたのでお知らせします。ついては、下記の点にじゅうぶんど留意のうえ、遺憾のないようお取り計らい願います。

記

一 監査対象法人等について

私立学校法第59条第8項に規定する学校法人（次の(ア)～(ウ)の補助金の交付を受

ける学校法人をいう。)で文部大臣の所轄に属するものは、同条第9項の規定に基づき、毎年度貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類(以下「計算書類」という。)および収支予算書を文部大臣に届け出ること、ならびに計算書類には、文部大臣の指定する事項に関する公認会計士または監査法人の監査報告書を添付することとされていること。

- (ア) 私立大学等経常費補助金
- (イ) 特殊教育設備費等補助金のうち私立特殊教育学校教育費補助に係るもの
- (ウ) 校長および教員の給与に要する経費またはこれを含む経常的経費に対する地方公共団体の補助金で当該地方公共団体の規則で定めるもの。

二 監査事項の内容について

昭和47年文部省告示第114号により指定された昭和47年度以後の監査事項の具体的な内容は次のとおりである。

1. 資金収支計算書について

- (1) 資金収支計算は、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号。以下同じ。)の定めるところに従って行なわれているかどうか。
 - ア 当該会計年度の諸活動に対応するすべての収支および支出は、正しく計上されているかどうか。
 - イ 当該会計年度における支払資金の収入および支出の計上ならびにそのてん末は妥当であるかどうか。
 - ウ 次の点についてはとくに留意すること。
 - (ア) 収支の繰上げまたは繰下げならびに規格外の予算流用を行なっていないかどうか。
 - (イ) 資金収入調整勘定および資金支出調整勘定の計上は、妥当であるかどうか。
 - (ウ) 資金収支計算書における「前年度繰越支払資金」および「次年度繰越支払資金」の額は、期首ならびに期末の貸借対照表における現金預金有高と一致しているかどうか。
 - (エ) 収入および支出の各科目への区分は適正に行なわれているかどうか。
- (2) 資金収支計算書の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。

記載科目、記載方法および様式は、学校法人会計基準第9条、第10条、第

11条, 第12条および第14条に従っているかどうか。

(注) 資金収支内訳表については, 所轄庁に届け出る計算書類であるが, 監査事項からは除外されていること。

2. 消費収支計算書について

(1) 消費収支計算は, 学校法人会計基準の定めるところに従って行なわれているかどうか。

ア 当該会計年度の帰属収入および消費収入は, 正しく計上されているかどうか。

イ 当該会計年度の消費支出は, 正しく計上されているかどうか。

ウ 消費支出準備金の繰入額は, 合理的基礎により計上されているかどうか。

エ 次の点についてはとくに留意すること。

(ア) 減価償却額および退職給与引当金繰入額は適正に計上されているかどうか。

(イ) 消費収入および消費支出の各科目への区分は適正に行なわれているかどうか。

(ウ) 基本金組入額は, 合理的基礎により計上されているかどうか。

(2) 消費収支計算書の表示方法は学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。

記載科目, 記載方法および様式は, 学校法人会計基準第18条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条および第23条に従っているかどうか。

(注) 消費収支内訳表については, 所轄庁に届け出る計算書類であるが, 監査事項からは除外されていること。

3. 貸借対照表について

(1) すべての資産および負債は, 学校法人会計基準の定めるところに従って正しく計上されているかどうか。

ア 資産の評価は, 妥当であるかどうか。

イ 負債は, すべてを網羅して計上されているかどうか。

(2) 基本金および消費収支差額は, 学校法人会計基準の定めるところに従って計上されているかどうか。

(3) 貸借対照表の表示方法は, 学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。

記載科目, 記載方法および様式は, 学校法人会計基準第32条, 第33条, 第

34条、第35条および第36条に従っているかどうか。

4. 収益事業に係る計算書類について

- (1) 会計処理および計算書類の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従って行なわれているかどうか。
- (2) 計算書類の作成にあたって、その記載科目、記載方法および様式は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従っているかどうか。

5. その他

上記1～4に掲げた計算書類についての学校法人会計基準第2条第4項の継続性の原則に関する事項については、学校法人会計の実情にかんがみ、昭和47年度に限り、監査の内容から除外すること。

6. 沖縄県に主たる事務所が所在する学校法人に係る監査事項の内容について

- (1) 昭和47年度の監査事項の具体的内容は次のとおりであること。

ア 会計組織について

- (ア) 帳簿は、秩序整然と記帳されているかどうか。
- (イ) 帳簿、伝票、証ひょう等は、適切に整理、保存されているかどうか。
- (ウ) 内部牽制組織によって、会計組織は有効に管理されているかどうか。

イ 予算制度について

- (ア) 予算制度は、妥当に運用されているかどうか。
- (イ) 昭和48年度の資金収支に関する予算は学校法人会計基準の趣旨に即して編成されているかどうか。

ウ 経理規程について

経理に関する規程の整備状況はどうか。

- (2) 昭和48年度の監査事項の具体的内容は次のとおりであること。

ア 昭和48年度における会計制度の整備および運用の状況について

- (ア) 会計組織の管理運営の状況はどうか。
- (イ) 予算制度の運用状況はどうか。
- (ウ) 経理に関する規程の整備および運用が適切に行なわれているかどうか。
- (エ) 昭和48年度の資金収支および消費収支に関する予算は、学校法人会計基準の趣旨に即して編成されているかどうか。
- (オ) 昭和48年度末貸借対照表において資産および負債は適正に計上されているかどうか。

イ 資金収支計算書について

上記1（資金収支計算書について）に同じ。

(3) 昭和49年度の監査事項の具体的内容は上記1～5に同じ。

ただし、5の「昭和47年度」とあるのは「昭和49年度」と読みかえて適用すること。

三 公認会計士等の業務制限について

監査の依頼に際しては、当該公認会計士または監査法人が貴法人と、公認会計士法（昭和23年法律第107号）第24条または第34条の11に規定する著しい利害関係を有する等の者でないことを確認する必要があるが、利害関係の有無の基準については、日本公認会計士協会の定めを参考とされたい。

四 計算書類の届け出について

文部大臣への計算書類等の届け出については、次のことに留意されたい。

1. 届出期日について

計算書類の届出期日については、私立学校法施行規則第7条の3により、翌年度の6月30日までとされていること、

なお、収支予算書については当該年度の6月30日までに提出することとされているので前年度の計算書類と当該年度の収支予算書を同時に提出されたい。

2. 届出の方法等について

(1) 届け出の際は学校法人の理事長名を記入し、職印を押捺して、文部大臣あてとした送付状を添付すること。

(2) 送付状には、財務担当理事および計算書類作成の直接責任者（会計課長等）の氏名を明記すること。

(3) 計算書類は監査報告書のあとに編綴して、両者を袋とじとすること。

3. その他

計算書類の用紙は日本工業規格B4版に統一されたい。ただし資金収支内訳表、人件費内訳表および消費収支内訳表については部門別が多い場合はこの限りでない。

[参考資料]

昭和47年度私立学校法第59条第9項の規定に基づく監査の取扱いについて（日本公認会計士協会案）抜粋

「業務制限」

公認会計士法第24条及び第34条の11（特定の事項についての業務の制限）の規定の適用については、次の各号の一に該当する関係がある場合には、当該公認会計士又は監査法人は、監査を行なってはならないものとする。

1. 監査人が公認会計士の場合

- (1) 公認会計士又はその配偶者が、監査契約の日から当該監査に係る監査報告書の作成の日までの期間（以下「監査期間」という。）に監査証明を受けなければならない学校法人（以下「被監査学校法人」という。）の理事、監事、評議員及びこれらに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者である場合、又は監査期間開始日の過去1年以内若しくは監査の対象となる財務諸表に係る会計年度の開始の日から当該会計年度終了後3月を経過する日までの期間に、これらの者であった場合。
- (2) 公認会計士又はその配偶者が、監査期間に被監査学校法人の使用人（この場合の使用人とは、教職員等をいふ非常勤の者を含む。）である場合、又は監査期間開始日の過去1年以内にその使用人であった場合。
- (3) 公認会計士又はその配偶者が国家公務員若しくは地方公務員として在職し又はその退職後2年以上を経していない場合で、その在職し又はその退職前2年以内に在職していた職と被監査学校法人が職務上密接な関係にあるとき
- (4) 公認会計士又はその配偶者が、監査期間に被監査学校法人の債権者又は債務者である場合。ただし、50万円未満の債権若しくは債務又は公認会計士の業務に係る債権若しくは債務を有する場合を除く。
- (5) 公認会計士又はその配偶者が、監査期間に被監査学校法人から無償若しくは通常取引価格より低い対価で事務所若しくは資金の提供を受けている場合、その他の経済上の特別の利益供与を受けている場合。
- (6) 被監査学校法人について行なう監査に補助者として従事する者（以下「補助者」という。）が、当該被監査学校法人と前各号に掲げる関係を有する場合。
- (7) 公認会計士のみ親等以内の親族が、被監査学校法人と(1)に掲げる関係を有する場合。
- (8) 公認会計士又はその配偶者に対し監査期間に(5)に規定する経済上の特別利益を供与している者が被監査学校法人と(1)に掲げる関係を有する場合。

2. 監査人が監査法人の場合

- (1) 監査法人が、監査期間に被監査学校法人と「1(4)」に掲げる関係を有する

場合。

- (2) 監査法人が被監査学校法人と「1(5)」に掲げる関係を有する場合。
- (3) 監査法人に対し監査期間に「1(5)」に規定する経済上の特別の利益を供与している者が、被監査学校法人と「1(1)」に掲げる関係を有する場合。
- (4) 被監査学校法人についての監査証明に係る業務を執行する社員（以下「関与社員」という。）又はその配偶者が、当該被監査学校法人と「1(1)から(5)」までに掲げる関係を有する場合。
- (5) 関与社員の2親等以内の親族が、被監査学校法人と「1(1)」に掲げる関係を有する場合。
- (6) 関与社員又はその配偶者に対して、監査期間に「1(5)」に規定する経済上の特別の利益を供与している者が、被監査学校法人と「1(1)」に掲げる関係を有する場合。
- (7) 補助者が、被監査学校法人と「1(1)から(5)」までに掲げる関係を有する場合。
- (8) 本人又はその配偶者が被監査学校法人の「1(1)から(5)」までに掲げる関係を有する社員が、総社員の半数以上を占める場合。

(13) 日本私学振興財団法附則第14条第1項に規定する会計年度等を定める政令および学校法人会計基準の制定について（通知）

（昭和46年5月10日文管振第69号）
各都道府県知事あて
文部省管理局長通知

このたび、標記の政令が昭和46年3月29日政令第45号として公布施行され、これに伴い私立学校法施行令（昭和25年政令第31号）第5条に規定する経常的経費に対する国または地方公共団体の補助金の交付を受ける学校法人で都道府県知事を所轄庁とするもの（以下「知事所轄学校法人」という。）は、昭和48年度から、私立学校法（昭和24年法律第270号）第59条第8項の規定により、文部大臣の定める基準に従って会計処理を行ない、計算書類を作成しなければならないこととされました（同政令第2条）。

なお、日本私学振興財団法附則第14条第1項ただし書の規定により、所轄庁である都道府県知事がとくに必要と認める場合に、昭和47年度以前に私立学校法第59条第8項を適用する定めをすることができますが、この場合先に昭和45年9月14日付文管振第145号で通達したとおり、事前に文部省にご連絡願います。

また、上記の文部大臣の定める基準として、学校法人会計基準が昭和46年4月1日文部省令第18号として公布され、即日施行されました。この省令の施行に伴い留意すべき事項は、下記のとおりでありますので、貴所轄の学校法人に対しその会計処理および計算書類の作成について遺漏のないようじゅうぶんご指導方お願いします。

記

I 第1章（総則）について

1 この省令は、特殊教育設備整備費等補助金のうち私立特殊教育学校教育費補助にかかるものまたは校長および教員の給与に要する経費もしくはこれを含む経常的経費に対する地方公共団体の補助金で当該地方公共団体の規則で定めるものの交付を受ける知事所轄学校法人に適用されるものであるが、これらの補助金の交付を受けない知事所轄学校法人においても、学校法人の経理の合理化および適正化の確保を図るという観点からこの省令に定めるところに従った会計処理および計算書類の作成にじゅうぶん習熟するよう努めることが望ましいこと。（第1条第1項関係）

2 この省令に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の原則に従うものとされているが、これについては、文部省において、学識経験者等に委嘱して行なった調査研究の結果についての次の報告の内容等を参照されたいこと。（第1条第2項関係）

- (1) 学校法人会計基準（昭和45年5月2日報告）
- (2) 学校法人会計基準の実施について（昭和45年12月1日報告）
- (3) 学校法人計算書類記載要領（昭和46年2月25日報告）
- (4) 知事所轄学校法人における学校法人会計基準の実施について（昭和46年2月25日報告）

3 私立学校法第26条第3項の規定により私立学校の経営に関する会計から区分して経理される収益事業会計には企業会計原則その他一般に公正妥当と認められる企業会計の原則が適用されること。なお、収益事業会計に関する計算書類も私立学校法第59条第9項の規定に基づき都道府県知事に届け出るべき計算書類であること。（第3条関係）

4 学校法人が作成しなければならない計算書類は、資金収支計算書とその内訳表、消費収支計算書とその内訳表および借借対照表とその明細表とされたこ

と。したがって、学校法人は、これらの計算書類を作成し、上記の収益事業会計に関する計算書類とともに、私立学校法第59条第9項の規定に基づき都道府県知事が定めるところに従って都道府県知事に届け出なければならないこと。

(第4条関係)

昭和45年度および私立学校法第59条第9項の規定の適用のない会計年度の計算書類としては、従来の貸借対照表および収支計算書を、また、同項の規定が初めて適用される会計年度の計算書類としては、この省令に基づく資金収支計算書とその内訳表および従来の貸借対照表を、それぞれ作成し、都道府県知事に届け出ることとなること。(附則第2項参照)

5 計算書類に記載する金額は、総額をもって表示すること。ただし、預り金受入収入と預り金支払支出のように経過的な収入と支出および食堂、売店、寄宿舎のような教育活動に付随する活動にかかる収入と支出については、収入総額と支出総額の差額をもって表示することができること。この場合において、支出科目については適当な小科目または中科目を設けて記載すること。(第5条関係)

II 第2章(資金収支計算及び資金収支計算書)について

1 本章は私立学校法第59条第8項の規定が初めて適用される会計年度から適用されること。(附則第1項、第2項参照)

2 資金収支計算書は、収益事業会計以外のすべての活動に関する資金の収入支出の状況を表示するものであり、特定の収入支出について別会計で経理している等の理由でこれを資金収支計算書の記載から除いてはならないこと。(第6条関係)

3 資金収支計算書は、別表第1に掲げる科目を用いて第1号様式に従って作成するものであること。(第9条～第12条関係)

① 別表第1に掲げる小科目については、主要な科目を掲げたものであり、これらの科目に含まれないものについては適当な形態分類に基づく科目を追加して記載するものとする。この場合において、形態分類によることが困難であり、かつ、金額がきん少な支出については、形態分類によらない科目で表示することができること。(別表第1(注)1および2関係)

② 小科目は適当に細分することができること。(別表第1(注)1関係)

③ 適当な中科目を設定することができること。この場合において、当該中科目には、別表第1に掲げる小科目および上記①に従って追加した小科目に

よる内訳を示すこと。(別表第1(注)3関係)

④ 知事所轄学校法人にあっては、経費支出の教育研究用と管理用との区分および、機器備品支出の教育研究用とその他との区分をしなくともよいこと。(別表第1(注)4, 5関係)

⑤ 第1号様式に掲げる科目に記載すべき金額がない場合には、その科目の記載を省略すること。(第1号様式(注)1関係)

⑥ 予備費は、決算欄には計上されないが、予算欄に計上される金額は予算で定まった予備費の額のうち未使用額であること(使用額は同じ欄の上部に()書で記載すること)。()書で記載された予備費の使用額は該当科目の予算欄の額に振替えて記載し、振替科目およびその金額を適当な方法で注記すること。(第1号様式(注)3関係)

⑦ 資金収入調整勘定および、資金支出調整勘定には、当年度の未収金、未払金等をその金額にマイナスの印を付して記載すること。(第11条関係)

⑧ 前年度繰越支払資金の金額は、前年度末の貸借対照表に計上されている現金預金の金額と一致し、次年度繰越支払資金の金額は当年度末の貸借対照表に計上されている現金預金の金額と一致すること。

⑨ 収入の部の合計額と支出の部の合計額は一致すること。

4 資金収支計算を行なうため必要な勘定科目は、上記3の趣旨に即して設定すること。(第8条関係)

5 資金収支内訳表は、資金収支計算書に記載された決算の額を各部門ごとに区分して表示するものであり、第2号様式に従って作成すること。この場合において、いずれの部門に属するか明らかでない収入支出は、教員数、在学者数、または教室の床面積の比率その他の適当な要素を勘案して、合理的に各部門に配付すること。(第13条、第2号様式(注)4関係)

6 人件費支出内訳表は、資金収支計算書に記載される人件費支出の決算の額の内訳を各部門ごとに区分して表示するものであり、第3号様式に従って作成すること。この場合において、いずれの部門に属するか明らかでない人件費支出は、教員数、職員数、在学者数の比率その他の適当な要素を勘案して、合理的に各部門に配付すること。(第14条第3号様式(注)2関係)

Ⅲ 第3章(消費収支計算及び消費収支計算書)について

1 私立学校法第59条第8項の規定が初めて適用される会計年度においては、この章の規定によらないことができること。すなわち、消費収支計算書を作成

せず、または従来学校法人において作成している例によって消費収支計算書を作成することができること。(附則第2項参照)

2 消費収支計算書は、収益事業会計以外のすべての活動にかかる消費収支計算の結果を表示するものであり、特定の消費収入消費支出について別会計で経理している等の理由でこれを消費収支計算書の記載から除いてはならないこと。(第16条、第17条関係)

3 消費収支計算書は別表第2に掲げる科目を用いて第4号様式に従って作成すること。この場合において、小科目の追加および細分、中科目の設定、科目の省略、予備費の記載方法ならびに経費の区分の特例については、資金収支計算書と同様の取扱いとすること。(第18条～第23条、別表第2(注)1, 2, 3および4, 第4号様式(注)1関係; 上記Ⅱ第2章(資金収支計算および資金収支計算書)についての3の①～⑥参照)

4 消費収支計算を行なうため必要な勘定科目は、上記3の趣旨に沿って設定すること。(第17条関係)

5 消費収入は、帰属収入から基本金組入額を控除して算定するが、その表示は、帰属収入の合計額から基本金組入額の合計額を控除する形式によること。この場合において、さらに、基本金組入額合計の金額の内訳の金額を帰属収入の科目ごとに控除する形式であわせて示すことができること。(第16条第1項、第18条第2項、第4号様式(注)3関係)

6 消費収支計算における消費収入または消費支出の超過額は、当年度消費収入超過額または当年度消費支出超過額とし、前年度繰越消費収入超過額等を加減して翌年度に繰越するものとする。こと。(第20条～第22条関係)

7 消費支出準備金の留保は、翌年度に消費支出超過額を繰り越すこととならない場合に限り、その範囲内で行なうことができること。準備金を充当する年度を明確にするとともに名称も充当する年度を冠したものとする。こと。(第21条第1項第3号、同条第2項関係; 別表第3, 第6号様式参照)

8 消費収支内訳表は、消費収支計算書に記載された消費収入消費支出の決算の額を各部門ごとに区分して表示するものであり、第5号様式に従って作成すること。この場合において、いずれの部門に属するか明らかでない消費収入消費支出の各部門への配付については、資金収支内訳表の場合と同様に取り扱うこと。(第24条、第5号様式(注)4関係; 上記Ⅱ第2章(資金収支計算および資金収支計算書)についての5参照)

Ⅳ 第4章（貸借対照表）について

1 私立学校法第59条第8項の規定が初めて適用される会計年度においては、この章の規定によらないことができること。従って、従来の例によって貸借対照表を作成することができること。（附則第2項参照）しかし、この章の規定が初めて適用される会計年度（私立学校法第59条第8項の規定が初めて適用される会計年度の翌年度）の貸借対照表について適正を期するためには、その前提としてその前年度の貸借対照表がそれを可能にする程度に整備されていることが必要であるので、私立学校法第59条第8項の規定が初めて適用される会計年度の貸借対照表は、前記「知事所轄学校法人における学校法人会計基準の実施について（昭和46年2月25日報告）」で援用している前記「学校法人会計基準の実施について（昭和45年12月1日報告）」の趣旨および内容に即したものであることが必要であること。

2 第1節（資産）について

(1) 資産の評価は、取得価額をもってすることを原則とするが、この省令が初めて適用される会計年度の末日に有している資産の評価については、前記「学校法人会計基準の実施について」の報告の「3 資産の評価」の趣旨により評価することができること。（第25条関係；附則第3項参照）

(2) 減価償却の方法は、定額法としたが、この省令が初めて適用される年度の末日に保有している減価償却資産で既に定率法で減価償却を実施しているものについては、その資産に限り償却が終わるまでの間は定率法によって償却することができること。（第26条関係；附則第3項参照）

(3) 金銭債権については、その徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れること。（第28条関係）

3 第2節（基本金）について

(1) この省令における基本金とは、帰属収入のうちから既に基本金に組み入れた金額をいい、第30条第1項の規定により基本金に組み入れるべきものうち同条第2項の規定により未だ基本金に組み入れていないもの（以下「基本金未組入額」という。）があるときは、当該基本金未組入額は、これを基本金としないこと。（第29条、第30条関係）

(2) 第30条第1項第1号および第2号に掲げる金額については、当該各号に掲げる資産の取得の財源の全部または一部が借入金である場合等においては、基本金への組入れを繰り延べて翌会計年度以後において行なうことがで

きること。(第30条第2項関係)

(3) 基本金の取崩しは、設置する学校の廃止等学校法人の活動の全部または一部を廃止した場合にのみ行なうことができること。この場合において、取崩額は、廃止した諸活動に係る基本金の額をこえてはならないこと。(第31条関係)

4 第3節(貸借対照表の記載方法等)について

(1) 貸借対照表は、別表第3に掲げる科目を用いて作成すること。この場合において、別表第3に掲げる小科目については、適当な科目を追加し、または細分することができること。(第33条、別表第3(注)1関係)

(2) 知事所轄学校法人にあっては、機器備品を教育研究用とその他に区分しないことができること。(別表第3(注)3関係)

(3) 貸借対照表の様式は、第6号様式のとおりであること。第6号様式に掲げる科目に記載すべき金額がない場合は、その科目を省略すること。(第32条、第35条、第6号様式(注)1関係)

(4) 次のものについては、貸借対照表に脚注すること。(第34条、第6号様式関係)

① 減価償却額の累計額の合計額(第34条第1項関係)

② 徴収不能引当金の合計額(第34条第2項関係)

③ 担保に供されている資産の種類および額(第34条第3項関係)

④ 基本金未組入額(第34条第4項関係)

(5) 貸借対照表に附属する明細表として、固定資産明細表、借入金明細表および基本金明細表を作成すること。基本金明細表は当該会計年度において行なわれた基本金への組入れまたは基本金の取崩しの原因となった事実を明確に表示し、また、基本金未組入額については、その金額を事項ごとに摘要の欄に記載すること。(第36条、第9号様式(注)1および3関係)

V 第5章(知事所轄学校法人に関する特例)について

1 知事所轄学校法人で高等学校を設置しないものは、徴収不能引当てを行なわないことができること。(第37条関係;第28条参照)

2 知事所轄学校法人で高等学校を設置しないものは、運転資金の恒常的所要額を算定しその金額に相当する金額を基本金に組み入れることを行なわないことができること。(第38条第1項関係;第30条第1項第4号参照)

3 知事所轄学校法人で高等学校を設置しないものは、基本金組入れの事由と

なる固定資産の取得の財源の全部または一部が借入金である場合でも当該固定資産の取得に要した金額をその取得の年度に全額基本金に組み入れることを条件に、基本金明細表の作成を省略することができること。(第38条第2項, 第3項関係; 第30条第2項参照)

VI 施行について

この省令は、公布の日(昭和46年4月1日)から施行することとされていること。従って、標記政令により、この省令に従った会計処理および計算書類の作成を全面的に実施するのは、昭和49年度からであり、昭和48年度においては、この基準に従って行なわなければならないのは、資金収支計算および資金収支計算書の作成のみとされていること。この場合において、資金収支計算書の作成には、当然資金収支内訳表および人件費支出内訳表の作成も含まれているので、都道府県知事に届け出る昭和48年度の計算書類には、これらの内訳表が含まれること。

(附則第1項および第2項関係)

なお、日本私学振興財団法附則第14条第1項ただし書の規定に基づき、私立学校法第59条第9項の規定の適用について都道府県知事において別段の定めをされ昭和47年度以前にこの省令が適用されることとなる場合においても、また、昭和49年度以後の会計年度において初めて経常費補助金の交付を受ける学校法人についても、上記と同様の段階的実施の規定が適用されること。

(14) 資金収支内訳表について(通知)

(昭和47年4月26日 文管振第93号)
文部大臣所轄学校法人理事長あて
文部省管理局長通知

学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号。以下「省令」という。)第4条において、資金収支計算書に附属する計算書類として資金収支内訳表を作成すべきこととなっておりますが、その作成については、下記事項を御了知のうえ、適切に処理されるよう、ご留意願います。

記

1. 資金収支内訳表作成の趣旨

(1) 資金収支内訳表を作成することとしたのは、国または地方公共団体におい

て、私立学校に対する経常費補助の効果を具体的に把握し、教育活動の実態に即した有効適切な振興策策定のための資料が得られるようにすることが主たる目的である。

- (2) 資金収支計算は、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入支出の内容を明らかにすることがひとつの目的になっている（省令第6条）。したがって、資金収支計算書の収入支出の決算額から学校法人の諸活動の内容・状況を総括的に把握することはできるが、教育研究のための諸活動は学部等の部門を単位として行なわれるのであるから、経常費補助の効果を具体的に把握するためには、その諸活動に対応する収入支出の内容を部門別に明らかにすることが必要である。

また、これにより、学校法人においても、今後の効果的な運営の参考資料を得ることができる。

- (3) 資金収支内訳表の作成は、学校法人がその諸活動に係る予算の編成・管理のため各予算単位ごとに行なう部門計算とは異なるもので、これと直接の関連を有するものではない。

2. 資金収支内訳表作成上の留意点

- (1) 資金収支内訳表に記載する収入支出は、資金収支計算書に記載された当該会計年度の収入支出の決算額のうち、当該会計年度の諸活動に対応するもののみであること。
- (2) 各部門の収入合計と支出合計の金額は、合致させる必要はないこと。
- (3) 各部門に区分する収入支出は、当該部門に係る収入支出とし、当該部門において管理・執行する収入支出であるかどうかは問わないこと。
- (4) 省令第2号様式(注)4による収入または支出の各部門への区分または配付の取扱いについては、別表標準例を当面の参考とされたいこと。

(別 表)

資金収支内訳表の各部門への区分配付の標準例

収 入 の 部		支 出 の 部	
学生生徒等納付金収入	A	人 件 費 支 出	C
手 数 料 収 入	A	教育研究経費・管理経費支出	
寄 付 金 収 入	B	消 耗 品 費 支 出	C
補 助 金 収 入		光 熱 水 費 支 出	C
国庫補助金収入	A	旅 費 交 通 費 支 出	C
地方公共団体補助金収入	B	奨 学 費 支 出	A
資 産 運 用 収 入		借 入 金 等 利 息 支 出	B
奨学基金運用収入	B	借 入 金 等 返 済 支 出	B
受取利息・配当金収入	B	施 設 関 係 支 出	C
施設設備利用料収入	B	設 備 関 係 支 出	C
資 産 売 却 収 入	B		
事 業 収 入			
補 助 活 動 収 入	B		
附 属 事 業 収 入	A		
受 託 事 業 収 入	B		
収 益 事 業 収 入	B		
雑 収 入	B		
借 入 金 等 収 入	B		

(注) 1. 類型別記号の説明

A 直接、各部門別に区分して記載することが適当なもの。

B 各部門別に明確に区分できる額は部門別に、不明確な額は学校法人部門に区分して記載することが適当なもの。

C 各部門別に明確に区分できる額は部門別に、不明確な額は教員数もしくは在学者数または使用時間、消費量、使用面積等を基礎として配分して記載することが適当なもの。

2. この標準例は省令に規定された記載科目についてのものである。したがって、この他に各学校法人において追加して設定した科目については、この標準例の趣旨により区分または配付をすることとし、細部の点についてこの類型によりがたいものについては、学校法人の判断によって処理することが適当である。

3 学校法人財務基準調査研究会報告

(1) 学校法人会計基準

昭和45年5月2日

文部省管理局長

岩 間 英 太 郎 殿

青	木	茂	男
栗	山	益	太郎
須	藤		章
高	橋	吉	之助
野	原		清
平	間		修
古	川	栄	一
増	田	六	郎
村	山	徳	五郎
矢	次		保
山	野	井	和雄
座	長	古	川
		栄	一

学校法人の財務基準の調査研究について

昭和43年7月22日以来行なってきた標記調査研究については、昭和44年7月10日一応の結論を得て中間報告しましたが、その後、この報告について私立学校、関係団体等から提出のあった意見を勸案して検討を行なった結果、このほど学校法人会計基準の設定について別紙のとおり結論を得たので報告します。

学校法人会計基準の設定について

会計は、学校法人においては財政の計画およびその実行結果を明らかにするための不可欠な手段であり、また、法人が学校の運営について教職員、校友等関係者の理解と協力を確保するために有効な媒体となりうるものであり、さらに、国や地方公共団体等が、広く一般の理解と支持のもとに適切な私学振興方策を実施するうえでの重要な情報源である。

私立学校はわが国の学校教育においてきわめて大きな役割を果たしており、また、近年における私立学校の増加および学校法人の財政の困難とその複雑化ともなって、上述のような会計の役割の重要性は一層高まるにいたった。しかし、従来为学校法人の会計は、必ずしも合理的ではなく、これによっては、学校法人の財政を正確にはあくすることが困難であり、また、著しく不統一であって、社会の期待にこたえるような会計慣行はいまだほとんど成立していない。

したがって

- (1) 学校法人の財政的維持に向かつて会計がその機能を有効に果たすためのよ
べき指針を提供すること
- (2) 学校法人の財政に関する情報を適切に理解するための基礎を与えること
- (3) 学校法人の合理的かつ適正な会計慣行の発展を促すこと

の必要性はきわめて大きい。学校法人会計基準の設定は、これら三つを目的とするものである。

前述のごとく、現行の会計実践においては、一般に公正妥当と認めうる慣行がいまだほとんど成立していないため、学校法人会計基準は次の方法によって設定された。すなわち、まずわが国の私立学校に共通する運営上の特質を明らかにするとともに、学校法人の財政上の基本的な課題を確認し、次いで、前者の与件のもとで学校法人が後者の財政上の課題を達成しようとする場合の会計の果たすべき機能を定義し、この機能に対応しうる会計の基本構造を設計し、これにもとづいて具体的に取引を認識し、測定し、記録し、報告する場合に、学校法人の遵守すべき基準を設定した。

学校法人会計基準は、学校法人の財政の短期および長期の維持の可能性を判断するのに役立つ会計方法を定めてあるから、学校法人の予算はこの「基準」によって編成されるべきである。

また、学校法人会計基準は、学校法人の財政のてん末を明りょうに伝達するた

めの統一的な用語および文法を定めてある。ゆえに、学校法人の計算書類は、この「基準」にもとづいて作成されるべきであり、また、学校法人の財政について報告を求め、または意見を表明しようとする場合は、この「基準」に準拠するよう努めることが必要である。

かように学校法人会計基準は、学校法人に関する重要な社会的制度の一部をなすものであるから、学校法人に関する諸法令が制定改廃される場合、この「基準」が十分尊重されなければならない。

〔別 紙〕

学 校 法 人 会 計 基 準

I 基 礎 的 前 提

1 学校法人

〔公共性〕

- 1.1 学校法人は、学校を運営し、目的とする教育・研究活動を遂行する。営利を目的とすることは許されない。
- 1.2 学校法人に属する資産または学校法人自体に対しては、何人による所有関係も成立しない。ただし、学校法人に対する財産的請求権は正当な債権者についてのみ認められる。

〔自主性〕

- 1.3 学校法人は、特定の資産の寄付を基礎として設立される。しかし、以後の運営に必要な支出とそのため資産の入手源泉およびその額とは、学校法人が独自にこれを決定するものである。
- 1.4 学校法人は、教育に支障のないかぎり、その利益を学校の運営に充てるため収益事業を行なうことができる。

〔永続性〕

- 1.5 臨時的な教育・研究にその活動を限定する場合を除き、学校法人は、教育・研究を目的とする永続的な組織体である。

〔予算制度〕

- 1.6 学校法人は、その諸活動の計画について予算を編成し、予算にもとづいて運営される。

2 財政上の課題

〔資産の保全と公正な使用〕

- 2.1 学校法人は、資産の保全をはかり、いかなる収入源泉から取得した資産も目的事業の遂行に公正に使用しなければならない。

〔教育・研究と財政との持続的調和〕

- 2.2 学校法人は、教育・研究上の要求とこれを充足する財政上の諸条件との持続的調和をはかり、学校法人の永続的な維持を可能にするように運営されなければならない。

- 2.3 学校法人は、資金の流動性を維持し、各種の支払義務を滞りなく履行しなければならない。
- 2.4 学校法人は、各年度における消費収支の持続的な均衡をはからなければならない。

Ⅱ 一般基準

1 学校法人会計

[予算]

- 1.1 学校法人会計は、学校法人の諸活動の合理的な計画に必要な財務資料を提供し、かつ、予算編成を通じて計画を体系化しなければならない。
 - 1.1.1 学校法人会計は、学校法人の諸活動のそれぞれに必要な支出の金額を明らかにするとともに、これに充当する収入の源泉および金額の合理的な決定に役立つ資料を提供しなければならない。
 - 1.1.2 学校法人会計は、予算編成を通じて、学校法人の諸活動の担当部門の責任の範囲を明確にすることに役だたなければならない。
 - 1.1.3 学校法人会計は、予算編成を通じて、学校法人の各部門の諸活動の関係の調整に役だたなければならない。

[実算]

- 1.2 学校法人会計は、学校法人におけるすべての収入支出のてん末を明らかにし、資産の保全と諸活動の実行結果の判断に役立つ資料を提供しなければならない。

(注) 実算とは、実際に発生した取引を認識し、測定する事後的な会計処理をいう。

[会計報告]

- 1.3 学校法人会計は、法令その他に定める会計報告に必要な資料を提供しなければならない。

2 会計手続

[会計単位]

- 2.1 会計は、学校法人の教育・研究活動と法人の営む収益事業とに区別して行なわれなければならない。
- 2.2 収益事業の会計には、企業会計の基準を準用する。
- 2.3 会計は必要に応じ、教育・研究活動と収益事業とをさらに細分して行な

うことができる。

[取引の認識と測定]

- 2.4 取引は、事実にもとづいてこれを認識し、金額をもって測定しなければならない。

[永続性]

- 2.5 取引の認識、測定および報告は、すべて学校法人の永続を前提としなければならない。

[会計期間]

- 2.6 会計期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、会計は、予算および実算の必要に応じ、これより長期または短期の資料を提供することができなければならない。

[取引の記録]

- 2.7 取引の記録は、複式簿記法によらなければならない。

[予算と実算との対照]

- 2.8 必要な時点と期間とについて、予算と実算との合理的な対照がなされなければならない。
- 予算と実算とは、ともに共通の会計基準にもとづかなければならない。

Ⅲ 資 金 収 支

1 資金収支計算

学校法人は、予算および実算において諸活動に対応するすべての収入および支出を明らかにするため、資金収支計算を行なう。

2 収入支出

資金収支計算における収入および支出は、各年度における支払資金の収入および支出のほか各年度の諸活動にもとづき次年度以降に収入とすべき額および支出とすべき額を含む。

予算に計上されていないことを理由に収入または支出の計上を繰り延べてはならない。

(注) 支払資金とは、現金および随時随意に引き出しうる預貯金をいう。

3 支払資金残高の一致

前項の収入および支出の金額のうち、その会計年度において資金の収入または支出の行なわれない金額があるときは、資金収入調整勘定または資金支出調

整勘定を用いてこれらを調整し、収入と支出の差額を支払資金の残高と一致させなければならない。

4 区分表示

資金収支計算書は、必要に応じてその内容を適当に区分表示することができる。

Ⅳ 基本 金

1 基本金

基本金とは、学校法人に帰属する収入のうち、学校法人がその諸活動の計画にもとづき必要な資産を継続的に保持するために維持すべき金額として決定した金額をいう。

(注) 学校法人に帰属する収入とは、学校法人の負債とならぬ収入であって、金銭以外の受贈額を含む。

2 基本金の内容

すくなくとも以下の各金額に相当する収入は、これを基本金に組み入れなければならない。

- (1) 設立当初の寄附行為により取得した資産の額
- (2) 寄付者の意思により、永久に保持運用すべき特定の基金等の受贈額
- (3) 学校法人の目的とする諸活動の規模もしくは範囲の拡大もしくはその内容の質的向上をもたらすために取得した資産の取得価額またはその資産を取得することを目的とする金銭の受贈額

ただし、過去において取得された資産の修繕維持および旧資産と同一条件による取替え更新のための支出額は含まない。

- (4) 運転資金の恒常的な所要額

3 基本金の減少

基本金の減少は、原則として、学校法人の目的とする諸活動の一部または全部の廃止にともなって資産を縮減した場合にのみこれを行なうことができる。この場合における基本金取崩額は、その縮減する資産にかかわる基本金組入額の金額をこえてはならない。

Ⅴ 資 産

1 評価の一般原則

資産の評価は、原則として公正な取引にもとづく取得価額による。受贈によって取得した資産は、その資産の取得時の価額をもって評価する。

2 減価償却

長期使用資産で時の経過にともない減価するものについては、合理的な耐用年数による減価償却を実施して、その額をその資産の取得価額から控除しなければならない。

3 有価証券の評価

有価証券について、その時価が著しく下落したときは、回復可能と認められる場合を除き、時価によって評価しなければならない。

4 徴収不能引当

未収入金その他の金銭債権について、徴収不能のおそれがある場合は、徴収不能の金額を見積もって引き当てなければならない。

Ⅵ 消費収支

1 消費収支計算

消費収支の均衡の有無およびその内容を明らかにするため、消費収支計算を行なう。消費収支計算は、年度の消費収入と消費支出とを対照して計算する。

2 消費支出

消費支出とは、学校法人が消費する資産または用役の金額をいう。消費支出の金額は、消費する資産または用役の取得価額にもとづいてこれを測定する。

3 消費収入

消費収入とは、学校法人が消費支出に充当しうる収入をいう。消費収入は、学校法人に帰属する収入のうちから基本金への組入額を控除することにより、これを算定する。

4 期間対応

年度消費収入と年度消費支出は、期間的な対応関係において認識されなければならない。

5 消費支出超過額

消費支出が消費収入をこえた場合は、その超過額は消費支出超過額とする。当年度消費支出超過額は、次年度以降の消費収入超過額をもってこれを填補しなければならない。

6 消費収入超過額

消費収入が消費支出をこえた場合は、その超過額は消費収入超過額とする。

当年度消費収入超過額は、過年度の消費支出超過額の填補に充当しなければならない。当年度消費収入超過額が過年度消費支出超過額をこえる場合は、そのこえる額の全部または一部を将来の特定年度の消費支出に充当するために留保することができる。

Ⅶ 計 算 書 類

1 計算書類の基礎

計算書類は、信頼しうる会計記録にもとづいて作成されなければならない。

2 合目的性

計算書類の種類、様式および精粗は、報告目的に適合しなければならない。

3 種 類

学校法人会計の提供すべき会計資料は、すくなくとも以下の計算書類に要約されなければならない。

(1) 資金収支計算書

(2) 消費収支計算書

(3) 貸借対照表

(4) 付属明細表

ア 基本金明細表

イ 固定資産明細表

ウ 借入金明細表

4 継続性

計算書類の重要な項目に係る会計処理の方法または表示の方法に変更があった場合は、その旨および計算書類の期間的な比較可能性を与えるために必要な事項を、その計算書類に注記しなければならない。

5 監 査

計算書類には、監査報告書を添付しなければならない。

(2) 学校法人会計基準の実施について(昭和45年12月1日報告)

文部大臣所轄学校法人が学校法人会計基準による会計に移行するため必要な事項については、昭和45年5月以来検討を行ない、7月13日に一応の結論を得て中間報告しましたが、その後、この中間報告について学校法人会計基準研修会において提出のあった意見等を勘案して検討を行なった結果、このほど別紙のとおり結論を得たので報告します。

なお、都道府県知事所轄学校法人が学校法人会計基準による会計に移行するため必要な事項については、別途検討する予定であります。

[別 紙]

学校法人会計基準の実施について（報告）

1 基本方針

学校法人の会計の状況にかんがみ、学校法人会計基準の実施についての基本方針は、次のとおりである。

- (1) 学校法人が、「基準」による会計に円滑に移行できるようにする。
- (2) 「基準」による会計に移行するにあたって、また、移行した後において経済的負担を著しく増加しないよう配慮する。
- (3) 「基準」による会計への移行にあたっては、学校法人の将来の改善に重点を置く。

2 実施の時期と内容

昭和47年度から「基準」を全面的に実施する。この場合において、昭和45年度および昭和46年度については、各学校法人においてそれぞれ次の措置を講ずるものとする。ただし、各学校法人は、それぞれの実情に応じて、これより早期に「基準」による会計への全面的移行ができるよう努力することが望ましい。

(1) 昭和45年度

- ① 「基準」による会計に移行するために必要な業務を行なう担当部門を、あらかじめ定める。
- ② 「基準」の趣旨を、理事、教職員等関係者に周知させる。

- ③ 会計担当者に、「基準」の実施に必要な知識、技能等を修得させる。
- ④ 昭和46年度予算のうち、資金収支に関する予算は、「基準」により編成する。
- ⑤ 経理に関する規定を、「基準」の趣旨に即して、改正または制定するよう努力する。

(2) 昭和46年度

- ① 資金収支計算は、「基準」によって行なう。
- ② 昭和46年度中の適当日（この日を「基準日」という。）を選び、同日現在における財産目録を作成する。（資産の評価については、3および4参照）
- ③ 昭和46年度末貸借対照表は、(2)による財産目録に基づき、「基準」によって作成する。
- ④ 昭和47年度の資金収支予算および消費収支予算は、「基準」により編成する。

3 資産の評価

基準日現在の財産目録に記載する資産の評価は、次による。

(1) 土地

- ① 土地の評価は、取得価額による。
- ② 昭和40年度以前に取得した土地の評価は、当該土地の隣接地の基準日現在の固定資産税課税標準額を基礎として評価した価額（当該土地に課税標準額の定めがある場合は当該課税標準額）または昭和27年度の資産再評価法によることができる。
- ③ 借地権については、有償取得の場合にかぎり前2項に準ずる。

(2) 償却資産

- ① 私立学校法の施行にともない、学校法人に組織変更した財団法人が変更前に取得した償却資産の評価は、変更の認可を申請した際の財産目録に記載された評価額による。
- ② 上記法人が組織変更後に取得した償却資産の評価は、取得価額（取得価額が不明の場合はその推定額）による。
- ③ 私立学校法施行後に設立された学校法人が取得した資産は、取得価額（取得価額が不明の場合はその推定額）による。
- ④ ①から③までによる評価額を基礎とする未償却残高によって償却資産の

評価をすることができる。

- (3) 図書その他の資産の評価は、取得価額またはその推定額による。

4 基本金の決定

- (1) 「基準」のⅣの2の各項に該当する資産の昭和46年度末貸借対照表計上額相当額をもって、同日における基本金の要組入額とする。
- (2) 「運転資金の恒常的所要額」の計算は、既往1年間における支払資金の平均有高を基礎として行なう。
- (3) 昭和46年度末貸借対照表における純資産額（消費収入超過額がある場合には、その額を控除した残額とする。）と上記(1)による基本金の要組入額との差額は、基本金の未組入額とする。

(付 記)

私立学校法第59条第9項の規定に基づく監査は、次によって実施することが適当である。

- (1) 昭和45年度の監査は、会計制度の整備および運用状況について行なう。この場合、監査人は経理に関する規程の整備に関する指導、助言を積極的に行なう必要がある。
- (2) 昭和46年度の監査は、資金収支計算の適否と会計制度の当否について行なう。
- (3) 昭和47年度以降の監査は、計算書類の全体について行なう。

(3) 都道府県知事所轄学校法人における学校法人会計基準の
実施について（昭和46年2月25日報告）

標記について別紙のとおり結論を得たので報告します。

〔別紙〕

都道府県知事所轄学校法人における学校
法人会計基準の実施について（報告）

I 趣旨

都道府県知事所轄学校法人については、その規模、事務組織等の状況から、文部大臣所轄学校法人と同様に会計基準を適用することが実情に即しない場合を考慮して、これを簡略化しうる限度を示すとともに、あわせて、都道府県知事所轄学校法人が、学校法人会計基準による会計に移行するため必要な事項について標準例を設定するものであります。

II 学校法人会計基準の簡略化について

- 1 高等学校を設置しない学校法人における学校法人会計基準の簡略化について
 - (1) 基本金明細表の作成を省略することができるものとする。この場合、固定資産の取得の年度にその取得価額の全額を基本金へ組み入れるものとする。
 - (2) 運転資金の恒常的な所要額を基本金に組み入れないことができるものとする。
 - (3) 経費支出について「教育研究経費支出」と「管理経費支出」を区分しないことができるものとする。
 - (4) 機器・備品支出について「教育研究用」と「その他」を区分しないことができるものとする。
 - (5) 退職給与引当および徴収不能引当を行なわないことができるものとする。
- 2 高等学校を設置する学校法人における学校法人会計基準の簡略化について

上記1の(3)および(4)と同様の取扱いとする。

Ⅲ 学校法人会計基準の実施の標準例について

学校法人会計基準は昭和48年度以降において、できるだけすみやかに全面的に実施する。この場合、全面的実施の前年度は資金収支計算を実施するものとする。

ただし、各学校法人はそれぞれの実情に応じて、これより早期に学校法人会計基準による会計への全面的移行ができるよう努力することが望ましい。

上記の各年度において各学校法人が講ずべき措置その他学校法人会計基準の実施のため必要な事項については、昭和45年12月1日の「学校法人会計基準の実施について（報告）」の本文の規定に準ずるものとする。

(4) 学校法人計算書類記載要領について

(昭和46年2月25日報告)

昭和45年5月2日に報告した「学校法人の財務基準の調査研究について」において示した学校法人計算書類記載要領(案)について、その後、学校法人、関係団体等の意見を勘案して、さらに検討を重ねた結果、昭和45年12月1日に主として資金収支計算書にかかる部分について中間報告をいたしました。その後、消費収支計算書および貸借対照表にかかる部分についても検討を行ない、このほど、学校法人計算書類記載要領について、別紙のとおり結論を得たので報告します。

〔別紙〕

学校法人計算書類記載要領

別表Ⅰ 計算書類様式

別表Ⅱ 計算書類記載科目説明

1 通則

- (1) 計算書類は、学校法人の資金収支の内容、消費収支の内容および均衡ならびに資産・負債・基本金・消費収支差額の状態を正しく判断できるように明瞭に記載しなければならない。
- (2) 計算書類に記載する科目は、比較性を保つため、その名称および内容のみだりに変更してはならない。変更した場合は注記する。
- (3) 計算書類に記載する金額は、総額による。したがって、収入(消費収入を含む。)と支出(消費支出を含む。)とを相殺し、あるいは、資産と負債・基本金・消費収支差額とを相殺してはならない。ただし、仮払金、仮受金、預り金の収入、支出のように経過的な収入、支出、あるいは、補助活動のような本来の教育研究に関係のない収入、支出については、この限りでない。
- (4) 計算書類記載科目説明に示している以外に、必要がある場合には、学校法人会計基準および本要領の趣旨にもとづいて、学校法人の定めた適当な科目を追加し、または、細分して記載することができる。
- (5) 支出は形態分類による計算にもとづいて表示する。ただし、形態分類が困

難でありかつ金額が僅少な支出についてはこの限りでない。

- (6) 報告目的にもとづき、前項の分類による複数の科目を総括して、目的別、機能別もしくは事業別等に分類表示することができる。
- (7) 報告目的にもとづき、資金収支計算書または消費収支計算書において、資金収支または消費収支を、法人本部、各学校、各学部（短期大学は、各学科）、付置研究所・付属病院その他の付属機関ごとに、あるいは、各学科目・各研究課題、各種の実験・実習、記念行事等のプログラムまたはプロジェクトごとに分類して表示することができる。
- (8) 前項により分類して表示する場合において、収入または支出の科目に掲記する金額の全部または一部がある種の配分基準または配賦基準を適用して割り当てた金額を含む場合は、必要に応じ、その割り当てた金額を当該科目に付記する。
- (9) 収益事業会計の計算書類は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成する。
- (10) 資金収支計算書、消費収支計算書および貸借対照表の様式は、報告式を原則とし、必要に応じ、勘定式を用いることができる。
- (11) 注記は付記と脚注に分ける。付記は科目に併記するかたちで記載することをいい、脚注は計算書類の本文とは別に計算書類の末尾に注記事項を記載することをいう。

2 資金収支計算書

- (1) 資金収支計算書には収入の部および支出の部を設け、当該会計期間の諸活動に対応する収支の金額を記載し、かつ、収入、支出に属する各科目ごとに予算と実算とを対比して記載する。
- (2) 収入の部は、学生・生徒等納付金収入、手数料収入、寄付金収入、補助金収入、資産運用収入、資産売却収入、事業収入、雑収入、借入金収入、前受金収入およびその他の収入に分類する。
- (3) 資金収入調整勘定は、収入金額のうち、当該会計期間において、支払資金の収入の行なわれなかった金額を、マイナスの印を付して記載する。
- (4) 支出の部は、人件費支出、教育研究経費支出、管理経費支出、借入金利息支出、借入金返済支出、施設関係支出、設備関係支出、資産運用支出およびその他の支出に分類する。

予算における支出の部には、前項の分類に予備費を加えることができる。

経費支出のうち教育研究用と管理用に区分することが困難なものについては、主たる用途に従っていずれかに含めることができる。

人件費支出については、教員人件費支出、職員人件費支出、役員報酬および退職金支出に区分する。教員人件費支出および職員人件費支出については、支出の内容を本俸、期末手当、その他の手当および所定福利費に分類し、かつそれぞれ本務および兼務の教職員別に示す内訳表を添付する。

また、退職金支出については、支出の内容を本務および兼務の教員および職員ならびに役員の別に示す内訳表を添付する。

職員人件費支出は、必要に応じて、教育研究人件費支出と管理人件費支出とに分類することができる。

- (5) 資金支出調整勘定は、支出の金額のうち、当該会計期間において、支払資金の支出の行なわれなかった金額を、マイナスの印を付して記載する。
- (6) 収入の部の末尾には前年度繰越現金預金を記載し、支出の部の末尾には次年度繰越現金預金を記載し、収入の部の合計額と支出の部の合計額は一致しなければならない。

3 消費収支計算書

(1) 消費収支計算書には、消費収入の部および消費支出の部を設け、当該会計期間の諸活動に対応する消費収支の金額を記載し、かつ、消費収入および消費支出に属する各科目ごとに予算と実算とを対比して記載する。

(2) 消費収入の部は、当該会計期間における学校法人に帰属する収入から基本金への組入額を控除するかたちで記載する。

学校法人に帰属する収入は、学生・生徒等納付金収入、手数料収入、寄付金収入、補助金収入、資産運用収入、資産売却差額、事業収入および雑収入に分類する。

基本金への組入額は、学校法人に帰属する収入を示す科目ごとにマイナスの印を付して記載するか、または、その総額を学校法人に帰属する収入の合計額の次にマイナスの印を付して記載する。

(3) 消費支出は、人件費、教育研究経費、管理経費、借入金利息、資産処分差額および徴収不能額に分類する。

(4) 消費収入の合計額と消費支出の合計額との差額は、当年度消費収入超過額

または当年度消費支出超過額という名称で、消費支出の部の合計額の次に記載する。

- (5) 当年度消費収入（または支出）超過額に前年度繰越消費収入（または支出）超過額、消費支出準備金への繰入額および消費支出準備金の取崩額を加減して次年度繰越消費収入（または支出）超過額として表示する。（消費収支計算書の1例参照）

基本金の取崩しを行なった場合は、その取崩額を次年度繰越消費収入（または支出）超過額の計算に含めて表示する。

次年度繰越消費収入（または支出）超過額は、貸借対照表上の当該科目の金額に一致しなければならない。

4 貸借対照表

- (1) 貸借対照表には、資産の部、負債の部、基本金の部および消費収支差額の部を設けて記載する。資産の部の合計額と負債、基本金および消費収支差額の部の合計額とは一致しなければならない。
- (2) 資産は、固定資産と流動資産に分類し、固定資産は有形固定資産とその他の固定資産とに小分類する。
- (3) 負債は、固定負債と流動負債とに分類する。
- (4) 基本金のうち、寄付者の意思により永久に保持運用すべき特定の基金等の受贈額にかかる基本金を特定基本金として分類できる。
- (5) 消費収支差額の消費支出超過額は、マイナスの印を付して記載する。
将来の特定年度の消費支出に充当するために留保した消費収入超過額は、これを充当する年度を付した消費支出準備金として消費収支差額の部に記載する。
- (6) 貸借対照表の科目の配列は、固定性配列法による。（貸借対照表の一例参照）
- (7) 償却を要する資産は、減価償却額の累計額（減価償却引当金）を控除した残額を記載し、減価償却引当金の合計額を脚注する。
- (8) 減価償却の計算要素である固定資産の耐用年数および残存価額は、学校法人の固定資産の実情に即してこれを決定する。
- (9) 減価償却の計算方法は定額法による。
- (10) 金銭債権（未収入金等）は、徴収不能引当額を控除した残額を記載し、徴

収不能引当金の合計額を脚注する。

- (1) 資産が担保に供されているときは、その旨を脚注しなければならない。
- (2) 計算書類の利用者にとってその内容が不明瞭な科目、たとえば仮払金、仮受金というような科目は、その性質を示す科目で記載する。たとえば、仮払金の内容が旅費の前払金であるときそれを旅費前払金として記載する。

別 表 I 計 算 書 類 様 式

(報告式)

資 金 収 支 計 算 書 の 一 例

自 昭 和 年 月 日
至 昭 和 年 月 日

収 入 の 部

	予 算	実 算	差 異
学生・生徒等納付金収入			
授業料収入	× × ×	× × ×	× ×
入学金収入	× × ×	× × ×	× ×
実験実習料収入	× × ×	× × ×	× ×
施設設備資金収入	× × ×	× × ×	× ×
.....	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>× ×</u>
計	× × ×	× × ×	× ×
手数料収入			
入学検定料収入	× × ×	× × ×	× ×
試験料収入	× × ×	× × ×	× ×
証明手数料収入	× × ×	× × ×	× ×
.....	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>× ×</u>
計	× × ×	× × ×	× ×
寄付金収入			
特別寄付金収入	× × ×	× × ×	× ×
一般寄付金収入	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>× ×</u>
計	× × ×	× × ×	× ×
補助金収入			
国庫補助金収入	× × ×	× × ×	× ×
地方公共団体補助金収入	× × ×	× × ×	× ×
.....	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>× ×</u>
計	× × ×	× × ×	× ×
資産運用収入			
奨学基金運用収入	× × ×	× × ×	× ×

	予 算	実 算	差 異
受取利息・配当金収入	× × ×	× × ×	× ×
施設設備利用料収入	× × ×	× × ×	× ×
.....	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>× ×</u>
計	× × ×	× × ×	× ×
資産売却収入			
不動産売却収入	× × ×	× × ×	× ×
有価証券売却収入	× × ×	× × ×	× ×
.....	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>× ×</u>
計	× × ×	× × ×	× ×
事業収入			
補助活動収入	× × ×	× × ×	× ×
付属事業収入	× × ×	× × ×	× ×
受託事業収入	× × ×	× × ×	× ×
収益事業収入	× × ×	× × ×	× ×
.....	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>× ×</u>
計	× × ×	× × ×	× ×
雑収入			
廃品売却収入	× × ×	× × ×	× ×
.....	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>× ×</u>
計	× × ×	× × ×	× ×
借入金収入			
長期借入金収入	× × ×	× × ×	× ×
短期借入金収入	× × ×	× × ×	× ×
学校債収入	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>× ×</u>
計	× × ×	× × ×	× ×
前受金収入			
授業料前受金収入	× × ×	× × ×	× ×
入学金前受金収入	× × ×	× × ×	× ×
実験実習料前受金収入	× × ×	× × ×	× ×
施設設備資金前受金収入	× × ×	× × ×	× ×
.....	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>× ×</u>

	予 算	実 算	差 異
計	× × ×	× × ×	× ×
その他の収入			
〇〇引当特定預金より繰入れ	× × ×	× × ×	× ×
未収入金収入	× × ×	× × ×	× ×
貸付金収入	× × ×	× × ×	× ×
預り金収入	× × ×	× × ×	× ×
.....	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>× ×</u>
計	× × ×	× × ×	× ×
資金収入調整勘定			
期末未収入金	△ × × ×	△ × × ×	× ×
前期末前受金	△ × × ×	△ × × ×	× ×
.....	<u>△ × × ×</u>	<u>△ × × ×</u>	<u>× ×</u>
計	△ × × ×	△ × × ×	× ×
前年度繰越現金預金	× × ×	× × ×	× ×
	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>
収入の部合計	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>× ×</u>

支 出 の 部

	予 算	実 算	差 異
人件費支出			
教員人件費支出	× × ×	× × ×	× ×
職員人件費支出	× × ×	× × ×	× ×
役員報酬支出	× × ×	× × ×	× ×
退職金支出	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>× ×</u>
計	× × ×	× × ×	× ×
教育研究経費支出			
消耗品費支出	× × ×	× × ×	× ×
光熱水費支出	× × ×	× × ×	× ×
旅費交通費支出	× × ×	× × ×	× ×
奨学費支出	× × ×	× × ×	× ×
.....	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>× ×</u>

	予 算	実 算	差 異
計	× × ×	× × ×	× ×
管理経費支出			
消耗品費支出	× × ×	× × ×	× ×
光熱水費支出	× × ×	× × ×	× ×
旅費交通費支出	× × ×	× × ×	× ×
福利費支出	× × ×	× × ×	× ×
.....	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>× ×</u>
計	× × ×	× × ×	× ×
借入金利息支出			
借入金利息支出	× × ×	× × ×	× ×
学校債利息支出	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>× ×</u>
計	× × ×	× × ×	× ×
借入金返済支出	× × ×	× × ×	× ×
借入金支払額	× × ×	× × ×	× ×
学校債支払額	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>× ×</u>
計	× × ×	× × ×	× ×
施設関係支出			
土地支出	× × ×	× × ×	× ×
建物支出	× × ×	× × ×	× ×
構築物支出	× × ×	× × ×	× ×
.....	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>× ×</u>
計	× × ×	× × ×	× ×
設備関係支出			
教育研究用機器備品支出	× × ×	× × ×	× ×
その他の機器備品支出	× × ×	× × ×	× ×
図書支出	× × ×	× × ×	× ×
車輛支出	× × ×	× × ×	× ×
.....	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>× ×</u>
計	× × ×	× × ×	× ×
資産運用支出			
有価証券支出	× × ×	× × ×	× ×

	予 算	実 算	差 異
〇〇引当特定預金支出	× × ×	× × ×	× ×
収益事業元入金支出	× × ×	× × ×	× ×
特定基本金引当資産支出	× × ×	× × ×	× ×
.....	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>× ×</u>
計	× × ×	× × ×	× ×
その他の支出			
貸付金支払額	× × ×	× × ×	× ×
手形債務支払額	× × ×	× × ×	× ×
未払金支払額	× × ×	× × ×	× ×
預り金支払額	× × ×	× × ×	× ×
前払金支払額	× × ×	× × ×	× ×
.....	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>× ×</u>
計	× × ×	× × ×	× ×
	(× × ×)		
(予 備 費)	× × ×		× ×
資金支出調整勘定			
期末未払金	△ × × ×	△ × × ×	× ×
前期末前払金	△ × × ×	△ × × ×	× ×
.....	<u>△ × × ×</u>	<u>△ × × ×</u>	<u>× ×</u>
計	△ × × ×	△ × × ×	× ×
次年度繰越現金預金	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>× ×</u>
支出の部合計	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>× ×</u>

(報告式) 消費収支計算書の一例

(例示1) 消費収支差額が生じない場合

消費収支計算書

自 昭和 年 月 日

至 昭和 年 月 日

消費収入の部

	予 算	実 算	差 異
学生・生徒等納付金収入			
授 業 料	× × ×	× × ×	× ×
入 学 金	× × ×	× × ×	× ×
実 験 実 習 料	× × ×	× × ×	× ×
施 設 設 備 資 金	× × ×	× × ×	× ×
.....	× × ×	× × ×	× ×
(△)基本金組入額	<u>△ × × ×</u>	<u>△ × × ×</u>	<u>× ×</u>
計	× × ×	× × ×	× ×
手数料収入			
入 学 検 定 料	× × ×	× × ×	× ×
試 験 料	× × ×	× × ×	× ×
証 明 手 数 料	× × ×	× × ×	× ×
.....	× × ×	× × ×	× ×
(△)基本金組入額	<u>△ × × ×</u>	<u>△ × × ×</u>	<u>× ×</u>
計	× × ×	× × ×	× ×
寄付金収入			
特 別 寄 付 金	× × ×	× × ×	× ×
(△)基本金組入額	<u>△ × × ×</u>	<u>△ × × ×</u>	<u>× ×</u>
一 般 寄 付 金	× × ×	× × ×	× ×
(△)基本金組入額	<u>△ × × ×</u>	<u>△ × × ×</u>	<u>× ×</u>
現 物 寄 付 金	× × ×	× × ×	× ×

	予 算	実 算	差 異
(△)基本金組入額	<u>△ × × ×</u>	<u>△ × × ×</u>	<u>× ×</u>
計	× × ×	× × ×	× ×
補助金収入			
国庫補助金	× × ×	× × ×	× ×
(△)基本金組入額	<u>△ × × ×</u>	<u>△ × × ×</u>	<u>× ×</u>
地方公共団体補助金	× × ×	× × ×	× ×
(△)基本金組入額	<u>△ × × ×</u>	<u>△ × × ×</u>	<u>× ×</u>
計	× × ×	× × ×	× ×
資産運用収入			
奨学基金運用収入	× × ×	× × ×	× ×
受取利息・配当金	× × ×	× × ×	× ×
施設設備利用料	× × ×	× × ×	× ×
.....	× × ×	× × ×	× ×
(△)基本金組入額	<u>△ × × ×</u>	<u>△ × × ×</u>	<u>× ×</u>
計	× × ×	× × ×	× ×
資産売却差額			
.....	× × ×	× × ×	× ×
(△)基本金組入額	<u>△ × × ×</u>	<u>△ × × ×</u>	<u>× ×</u>
計	× × ×	× × ×	× ×
事業収入			
補助活動収入	× × ×	× × ×	× ×
付属事業収入	× × ×	× × ×	× ×
受託事業収入	× × ×	× × ×	× ×
収益事業収入	× × ×	× × ×	× ×
.....	× × ×	× × ×	× ×
(△)基本金組入額	<u>△ × × ×</u>	<u>△ × × ×</u>	<u>× ×</u>
計	× × ×	× × ×	× ×
雑収入			
廃品売却収入	× × ×	× × ×	× ×
.....	× × ×	× × ×	× ×
(△)基本金組入額	<u>△ × × ×</u>	<u>△ × × ×</u>	<u>× ×</u>

	予 算	実 算	差 異
計	× × ×	× × ×	× ×
学校法人帰属収入合計	× × ×	× × ×	× ×
(△)基本金組入額合計	<u>△ × × ×</u>	<u>△ × × ×</u>	<u>× ×</u>
消費収入の部合計	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>× ×</u>

消 費 支 出 の 部

	予 算	実 算	差 異
人 件 費			
教員人件費	× × ×	× × ×	× ×
職員人件費	× × ×	× × ×	× ×
役員報酬	× × ×	× × ×	× ×
退職金	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>× ×</u>
計	× × ×	× × ×	× ×
教育研究経費			
消耗品費	× × ×	× × ×	× ×
光熱水費	× × ×	× × ×	× ×
旅費交通費	× × ×	× × ×	× ×
奨学費	× × ×	× × ×	× ×
.....	× × ×	× × ×	× ×
.....	× × ×	× × ×	× ×
減価償却額	× × ×	× × ×	× ×
.....	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>× ×</u>
計	× × ×	× × ×	× ×
管 理 経 費			
消耗品費	× × ×	× × ×	× ×
光熱水費	× × ×	× × ×	× ×
旅費交通費	× × ×	× × ×	× ×
福利費	× × ×	× × ×	× ×
.....	× × ×	× × ×	× ×
.....	× × ×	× × ×	× ×
減価償却額	× × ×	× × ×	× ×

	予 算	実 算	差 異
.....	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	× ×
計	× × ×	× × ×	× ×
借入金利息			
借入金利息	× × ×	× × ×	× ×
学校債利息	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	× ×
計	× × ×	× × ×	× ×
資産処分差額			
.....	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	× ×
計	× × ×	× × ×	× ×
徴収不能額	× × ×	× × ×	× ×
	(× × ×)		
(予 備 費)	<u>× × ×</u>		× ×
消費支出の部合計	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>× ×</u>

〔例示2〕 当年度に消費支出超過額が（たとえば10百万円）あり、過年度消費収支差額は無い場合。

消 費 収 支 計 算 書

(省	_____	略)	_____
消費収入の部合計	<u>× × ×</u>	<u>490,000</u>	<u>× ×</u>
(省	_____	略)	_____
消費支出の部合計	<u>× × ×</u>	<u>500,000</u>	<u>× ×</u>
当年度消費支出超過額	<u>0</u>	<u>10,000</u>	
次年度繰越消費支出超過額	<u>0</u>	<u>10,000</u>	

〔例示3〕 当年度の実算に消費収入超過額が（たとえば15百万円）あり、過年度消費支出超過額が（たとえば10百万円）ある場合。

消 費 収 支 計 算 書

(省	_____	略)	_____
消費収入の部合計	<u>× × ×</u>	<u>515,000</u>	<u>× ×</u>
(省	_____	略)	_____
消費支出の部合計	<u>× × ×</u>	<u>500,000</u>	<u>× ×</u>

当年度消費収入超過額	0	15,000
過年度消費支出超過額	<u>10,000</u>	<u>10,000</u>
次年度繰越消費支出超過額	<u>10,000</u>	
次年度繰越消費収入超過額		<u>5,000</u>

(例示4) 将来の特定年度に予想される消費支出超過額(たとえば14百万円)を填補する目的で、消費支出準備金を設定する場合。

消 費 収 支 計 算 書

(省	_____	略)	_____
消費収入の部合計	<u>515,000</u>	<u>513,000</u>	<u>2,000</u>
(省	_____	略)	_____
消費支出の部合計	<u>501,000</u>	<u>500,000</u>	<u>1,000</u>
当年度消費収入超過額	14,000	13,000	
昭和〇〇年度消費支出準備金繰入額	<u>14,000</u>	<u>13,000</u>	
次年度繰越消費収入超過額	<u>0</u>	<u>0</u>	

(例示5) 当年度に消費支出超過額が(たとえば12百万円)あり、かねて当年度のため設定してあった消費支出準備金(たとえば13百万円)を取崩して、これを填補する場合。

消 費 収 支 計 算 書

(省	_____	略)	_____
消費収入の部合計	<u>× × ×</u>	<u>600,000</u>	<u>× ×</u>
(省	_____	略)	_____
消費支出の部合計	<u>× × ×</u>	<u>612,000</u>	<u>× ×</u>
当年度消費支出超過額	13,000	12,000	
昭和〇〇年度消費支出準備金取崩額	<u>13,000</u>	<u>13,000</u>	
次年度繰越消費収入超過額	<u>0</u>	<u>1,000</u>	

(報告式) 貸借対照表の一例

貸借対照表

昭和 年 月 日

資産の部

	本年度末	前年度末	増	減
I 固定資産				
1. 有形固定資産	×××××	×××××		××××
土地	×××××	×××××		××××
建物	×××××	×××××		××××
構築物	×××××	×××××		××××
教育研究用機器備品	×××××	×××××		××××
その他の機器備品	×××××	×××××		××××
図書	×××××	×××××		××××
車輛	×××××	×××××		××××
建設仮勘定	×××××	×××××		××××
.....	×××××	×××××		××××
2. その他の固定資産	×××××	×××××		×××
借地権	××××	××××		×××
電話加入権	××××	××××		×××
施設利用権	××××	××××		×××
有価証券	××××	××××		×××
収益事業元入金	××××	××××		×××
長期貸付金	××××	××××		×××
〇〇引当特定預金	××××	××××		×××
特定基本金引当資産	××××	××××		×××
.....	××××	××××		×××
固定資産合計	×××××	×××××		××××
II 流動資産				
現金預金	×××××	×××××		×××

	本年度末	前年度末	増	減
未収入金	×××××	×××××		×××
貯蔵品	×××××	×××××		×××
短期貸付金	×××××	×××××		×××
有価証券	×××××	×××××		×××
.....	×××××	×××××		×××
流動資産合計	<u>×××××</u>	<u>×××××</u>		<u>×××</u>
資産合計	<u>×××××</u>	<u>×××××</u>		<u>×××</u>
負債の部				
	当年度末	前年度末	増	減
I 固定負債				
長期借入金	×××××	×××××		×××
学校債	×××××	×××××		×××
退職給与引当金	×××××	×××××		×××
.....	×××××	×××××		
固定負債合計	×××××	×××××		×××
II 流動負債				
短期借入金	×××××	×××××		×××
手形債務	×××××	×××××		×××
未払金	×××××	×××××		×××
授業料等前受金	×××××	×××××		×××
預り金	×××××	×××××		×××
.....	×××××	×××××		×××
流動負債合計	<u>×××××</u>	<u>×××××</u>		<u>×××</u>
負債合計	<u>×××××</u>	<u>×××××</u>		<u>×××</u>
基本金の部				
基本金				
一般基本金	×××××	×××××		×××
.....	×××××	×××××		×××
.....	×××××	×××××		×××
特定基本金	×××××	×××××		×××

	当年度末	前年度末	増	減
.....	×××××	×××××		×××
.....	<u>×××××</u>	<u>×××××</u>		<u>×××</u>
基本金合計	<u>×××××</u>	<u>×××××</u>		<u>×××</u>
消費収支差額の部	本年度末	前年度末	増	減
消費収支差額				
昭和〇〇年度消費支出準備金	× × ×	× × ×	×	× ×
昭和〇〇年度消費支出準備金	× × ×	× × ×	×	× ×
次年度繰越消費支出超過額 または次年度繰越消費収入 超過額	× × ×	× × ×	×	× ×
消費収支差額合計	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>×</u>	<u>× × ×</u>
負債, 基本金および消 費収支差額合計	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>×</u>	<u>× × ×</u>
(注) 減価償却引当金合計額	_____			
徴収不能引当金合計額	_____			

固 定 資 産 明 細 書

資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却引当金	差引期末残高	摘要
有形固定資産	土地	()	()	()	()			
	建物	()	()	()	()			
	構築物							
	教育研究用機器備品							
	その他の機器備品							
	図書							
	車輜							
	建設仮勘定							
	計							
その他の固定資産	借地権							
	電話加入権							
	施設利用権							
	有価証券							
	収益事業元入金							
	長期貸付金							
	〇〇引当特定預金							
	特定基本引当資産							
	計							
合計								

(記載上の注意)

1. 学校法人計算書類記載要領の4の(2)に規定する有形固定資産およびその他の固定資産について、貸借対照表に掲げられている資産の区分により記載すること。
2. 期首残高、当期増加額、当期減少額および期末残高の各欄は、当該資産の取得価額によって記載すること。
3. 減価償却引当金は、減価償却引当金の累計額を記載すること。
4. 期末残高から減価償却引当金を控除した残高を差引期末残高の欄に記載すること。
5. 土地および建物の欄の()内には、土地および建物にかかる各欄の該当面積を記載すること。
6. 贈与、災害による廃棄等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の100分の1をこえる額の増加若しくは減少があった場合は、その事由を摘要欄に記載すること。

借 入 金 明 細 書

		借 入 先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	利 率	返済期限	摘 要	
長期借入金	公的金融機関	日本私学振興財団								
		〇〇県私立学校振興会								
		住宅金融公庫								
		小 計								
	市中金融機関	〇 〇 銀 行								
		小 計								
	その他	後 援 会								
		小 計								
		計								
	短期借入金	公的金融機関	日本私学振興財団							
〇〇県私立学校振興会										
住宅金融公庫										
		小 計								
市中金融機関		〇 〇 銀 行								
		小 計								
その他		後 援 会								
		小 計								
		返済期限が1年内の長期借入金								
		計								
	合 計									

(記載上の注意)

1. 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別一括し、利率、返済期限、借入金の使途および担保物件の種類について要約して記載することができること。
2. 摘要欄には、借入金の使途および担保物件の種類を記載すること。

基 本 金 明 細 表

Ⅰ 一般基本金の部

摘 要	要 組 入 額	組 入 額	未 組 入 額
1. 前期繰越高	××××	××××	××××
2. 当期組入高			
(1)	×××	×××	×××
(2)	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
(当期計上額合計)	(××××)	(××××)	(×××)
3. 当期取崩高			
(1)	△ ×××	×××	△ ×××
.....	△ ×××	×××	△ ×××
(当期計上額合計)	(△×××)	(△×××)	(△×××)
4. 当期末残高	××××	××××	××××

Ⅱ 特定基本金の部

摘 要	金 額
1. 前期繰越高	
..... ×××	
..... ××	
合 計 ×××	×××
2. 当期組入高	
..... ××	
..... ××	
合 計 ××	×××
3. 当期取崩高	△ ×
4. 当期末残高	×××

(記載上の注意)

1. 特定基本金を設けた場合における基本金明細表は、一般基本金の部と特定基本金の部に区分して記載する。
2. 当期組入高および当期取崩高のないときは基本金明細表の作成を省略できる。
3. 基本金に属する科目毎に前期繰越高に当期組入高を加え、当期取崩高を控除して当期末残高を記載する。
4. 当期組入高および当期取崩高については、組入れおよび取崩しの原因となる事実を当期組入高および当期取崩高の金額ごとに記載する。

ただし、一般基本金について、当期組入の原因となる事実にかかる金額の合計額が一般基本金前期繰越高の1/100に相当する金額（その金額が、3,000万円を超えるときは3,000万円とする。）を超えないときは、資産の種類毎等により一括して記載することができる。

別表Ⅱ 計算書類記載科目説明

(I) 資金収支計算書

収入の部	(実際の収入金額のみならず、収入が確定している金額を含む。以下同じ。)
(学生・生徒等納付金収入)	
授業料収入	聴講料，補講料を含む。
入学金収入	
実験実習料収入	教職等の資格取得のための実習料を含む。
施設設備資金収入	施設設備資金等の名称で徴収する金額
(手数料収入)	
入学検定料収入	その年度に実施する入学試験のために徴収する収入
試験料収入	編入，転部，追試験等のために徴収する収入
証明手数料収入	在学，成績その他諸証明のために徴収する収入
(寄付金収入)	
特別寄付金収入	用途指定の寄付金。ただし，必要に応じて特定寄付金と指定寄付金に区分して記載できる。
一般寄付金収入	上記以外の寄付金
(補助金収入)	
国庫補助金収入	国からの補助金
地方公共団体補助金収入	都道府県，市町村からの補助金
	必要に応じて補助金種類ごとに区分して記載できる。
(資産運用収入)	
奨学基金運用収入	奨学基金から生じる果実
受取利息・配当金収入	預金，貸付金等の利息，株式の配当金
施設設備利用料収入	
(資産売却収入)	固定資産，有価証券の売却収入の総額。固定資産に含まれなかった物品の売却収入は，雑収入に記載する。
不動産売却収入	
有価証券売却収入	

(事業収入)	
補助活動収入	正規の学校教育活動には含まれないが、これに密接に関係ある食堂、売店、学生寄宿舎等の事業からの収入
付属事業収入	付属機関(病院、農場、研究所等)の事業からの収入
受託事業収入	外部から委託を受けた試験、研究による収入
収益事業収入	収益事業からの繰入収入
(雑収入)	固定資産以外の貯蔵品等の売却収入その他学校法人に帰属する前記以外の収入
廃品売却収入	
(借入金収入)	借入金総額で計上する。金融機関、日本私学振興財団 その他からの借入金
長期借入金収入	その履行日が会計年度後1年をこえて到来するものまたは到来すると認められるもの
短期借入金収入	その履行日が会計年度後1年内に到来するものまたは到来すると認められるもの
学校債収入	
(前受金収入)	翌年度入学の学生・生徒等納付金
授業料前受金収入	
入学金前受金収入	
実験実習料前受金収入	
施設設備資金前受金収入	
(その他の収入)	前記以外の収入
〇〇引当特定預金より繰入れ	
未収入金収入	
貸付金収入	
預り金収入	
支出の部	(実際の支出金額のみならず、支出が確定している金額を含む。以下同じ。)
(人件費支出)	
教員人件費支出	教員(学長、校長または園長、教授、助教授、講師、大学および高等専門学校の手助、教諭、助教諭、養護教諭ならびに養護助教諭をいう。以下同じ。)に支給す

職員人件費支出	る本俸，期末手当，その他の手当および所定福利費 教員以外の職員に支給する本俸，期末手当，その他の 手当および所定福利費
役員報酬支出	理事および監事に支払う報酬
退職金支出 (教育研究経費支出)	教員，学生・生徒等の教育研究に直接使用するために 支出する経費（学生・生徒等募集のための印刷製本 費，広告料等は除く。）
消耗品費支出	
光熱水費支出	電気，ガス，水道料
旅費交通費支出	通勤手当は除く。
奨学費支出 (管理経費支出)	貸与の奨学金は除く。 教育研究経費支出以外の経費支出
消耗品費支出	
光熱水費支出	
旅費交通費支出	
福利費支出 (借入金利息支出)	教職員，学生・生徒等の福利厚生の一諸支出
借入金利息支出	
学校債利息支出 (借入返済支出)	
借入金支払額	長期および短期の借入金の返済支出
学校債支払額	
(施設関係支出)	取得するのに要する諸支出を含む。
土地支出	校舎，寄宿舎，職員住宅の用地，運動場等
建物支出	校舎，寄宿舎，職員住宅等。建物に付帯する電気，給 排水，暖房等の設備を含む。
構築物支出	土地に定着する土木設備，工作物（プール，塀，競技 場，庭園等）
(設備関係支出)	
教育研究用機器備品支出	標本模型を含む。
その他の機器備品支出	

図 書 支 出
車 輛 支 出

自動車その他の陸上運搬具。教育研究用の車輛は、教育研究用機器備品支出に含める。

(資産運用支出)

有価証券支出

株式・社債・投資信託・貸付信託等の受益証券

〇〇引当特定預金支出

収益事業元入金支出

特定基本金引当資産支出

(その他の支出)

貸付金支払額

収益事業に対する貸付金支出を含む。

手形債務支払額

未払金支払額

預り金支払額

前払金支払額

(予備費)

予備費は予算科目であって、その使用額は該当科目の予算に振り替えて記載する。その振替科目ならびに金額は注記する。

(II) 消費収支計算書

消費収入の部

(学生・生徒等納付金収入)

資金収支計算書に同じ。

授 業 料

入 学 金

実 験 実 習 料

施 設 設 備 資 金

(手数料収入)

〃

入 学 検 定 料

試 験 料

証 明 手 数 料

(寄付金収入)

特 別 寄 付 金

一 般 寄 付 金

現物寄付金	土地，建物，有価証券等の受贈額
(補助金収入)	資金収支計算書に同じ。
国庫補助金	
地方公共団体補助金	
(資産運用収入)	〃
奨学基金運用収入	
受取利息・配当金	
施設設備利用料	
(資産売却差額)	資産売却収入金額が当該資産の帳簿残高（取得価額から減価償却引当金を控除した金額。以下同じ。）を超える場合のその超過額
(事業収入)	資金収支計算書に同じ。
補助活動収入	
付属事業収入	
受託事業収入	
収益事業収入	
(雑収入)	〃
廃品売却収入	
消費支出の部	
(人件費)	
教員人件費	
職員人件費	
役員報酬	
退職給与引当金繰入額	
(教育研究経費)	
消耗品費	
光熱水費	
旅費交通費	
奨学費	
減価償却額	定額法によって計算された当年度分の減価償却額
(管理経費)	
消耗品費	

光熱水費
旅費交通費
福利費
減価償却額
(借入金利息)

定額法によって計算された当年度分の減価償却額
資金収支計算書に同じ。

借入金利息
学校債利息
(資産処分差額)

資産の帳簿残高が、当該資産の売却収入金額を越える
場合のその超過額。除却損または廃棄損を含む。

(徴収不能額)

当年度の徴収不能引当金繰入額を含む。

(Ⅲ) 貸借対照表

資産の部

(固定資産)

(1) 有形固定資産

貸借対照表日の翌日から1年以上にわたって使用される
資産をいう。耐用年数が1年未満になっても現に使用
中のものは含める。

土地
建物

校舎、寄宿舎、職員住宅の用地、運動場等
校舎、寄宿舎、職員住宅、図書館等。(付属設備(電
気、給排水、暖房)を含む。)

構築物

土地に定着する土木設備、工作物(プール、塀、競技
場、庭園等)

教育研究用機器備品

付属設備を含む。標本模型を含む。

その他の機器備品

付属設備を含む。

図書

新聞、雑誌は除くが、学術雑誌は含む。

車輛

自動車その他の陸上運搬具。教育研究用の車輛は、教
育研究用機器備品に含める。

建設仮勘定

工事前払金、手付金、建設資材費、工事請負賃、建設
雑費等

(2) その他の固定資産

借地権

地上権を含む。

電話加入権

専用電話または加入電話等の設備に要する負担金額

施設利用権	施設を利用する権利
有価証券	株式、社債、投資信託、貸付信託等受益証券
収益事業元入金	収益事業に対する元入額
長期貸付金	
〇〇引当特定預金	引当金にかかる預金
特定基本金引当資産	特定基本金にかかる預金等
(流動資産)	
現金預金	
未収入金	学生納付金、補助金等の会計年度末の未収額
貯蔵品	事務用消耗品、その他の貯蔵物品をいう。減価償却の対象となる長期的な使用資産を除く。
短期貸付金	
有価証券	
負債の部	
固定負債	
長期借入金	貸借対照表日の翌日から返済期限が1年以上になるもの
学校債	
退職給与引当金	退職給与規程等にもとづき計算される退職給与引当額
流動負債	
短期借入金	資金借入のために振り出された手形上の債務を含む。
手形債務	物品の購入のため振り出した手形上の債務である。資金借入のため振り出した手形は含まない。
未払金	物品の購入代金等の未払額。期限経過後の未払学校債を含む。
授業料等前受金	
預り金	教職員等の源泉所得税、社会保険料等の預り
基本金の部	
一般基本金	
特定基本金	

消費収支差額の部

〇〇年度消費支出準備金

〇〇年度消費支出準備金

次年度繰越消費支出超過額または

次年度繰越消費収入超過額

(5) 教育研究経費と管理経費の区分について

(昭和46年 9 月30日報告)

昭和46年2月25日に報告した「学校法人計算書類記載要領」において示した記載科目のうち、教育研究経費と管理経費については、その区分の方法について共通の原則により処理することが適当であると思料したので、この会議において検討を行なった結果、このほど別紙のとおり一応の結論を得たので報告します。なお、別紙の区分の方法は、当面の取扱いについて示したものであり、今後の実施経験による妥当な慣行の生成の状況を勘案して、さらに検討を行なう必要があると考えます。

〔別 紙〕

教育研究経費と管理経費の区分について

次の各項に該当することが明らかな経費は、これを管理経費とし、それ以外の経費については主たる用途に従って教育研究経費と管理経費のいずれかに含めるものとする。

1. 役員の行なう業務執行のために要する経費および評議員会のために要する経費
2. 総務・人事・財務・経理その他これに準ずる法人業務に要する経費
3. 教職員の福利厚生のための経費
4. 教育研究活動以外に使用する施設・設備の修繕、維持、保全に要する経費
(減価償却費を含む。)
5. 学生生徒等の募集のために要する経費
6. 補助活動事業のうち食堂、売店のために要する経費
7. 附属病院業務のうち教育研究業務以外の業務に要する経費

(6) 学校法人の予算制度に関する報告（第1号）について

昭和47年3月16日

文部省管理局長

安 嶋

彌 殿

青 木 茂 男
 亀 川 俊 雄
 栗 山 益 太郎
 須 藤 章
 高 橋 吉 之 助
 野 原 清
 平 間 修
 古 川 栄 一
 村 山 徳 五 郎
 山 野 井 和 雄
 座 長 古 川 栄 一

学校法人の予算制度については、当調査研究会議において検討中であるが、このほど結論を得た部分について別紙のとおり報告します。

〔別 紙〕

学校法人の予算制度に関する報告（第1号）

「学校法人の予算制度について」

I 予算制度の意義

1. 予算制度

学校法人の予算は、学校法人の教育・研究その他の活動の具体的な計画を、所要の計算体系にもとづいて科目と金額とにより表示し、総合編成したものであり、学校法人全般にわたる運営に役立てられるものである。この予算の編成と実行のための組織および手続きを予算制度という。

2. 計画と予算

予算は、具体的な計画の実現を可能ならしめるための資金的な裏付けを行なうものである。この場合において、学校法人の利用可能な資金は有限であ

るから、学校の目的実現のため多様な事業計画およびそれらの組合せのうち、総体として最大の効果を発揮できるような計画の選択と資金の配分が行なわれることが期待される。

3. 予算の実行

学校法人の諸活動は、財政上の観点からは、予算の実行として理解され、また、予算の実行にあたっては予算に対し過不足のない収支の実行が要請される。

このことは、予算制度のもつ統制機能によるものであって、この統制機能は、まず業務執行の懈怠をチェックする面に作用すると同時に、業務執行が予算の範囲を逸脱することを防止する面に効果を発揮する。

しかしながら、統制機能の意味が誤って理解されると、教職員の活動意欲を阻害する場合もなしとしない。

以上の点から、慎重に決定された予算にもとづく学校法人の適切な運営が望まれる。

II 学校法人財政の特性と予算制度

私立学校法第42条によれば、学校法人の予算については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない旨を定めている。法はその具体的内容を規定していないが、従来の慣行から学校法人にとって予算制度は必須のものであることを前提としており、任意のものではないと解される。

また、学校法人会計基準（昭和45年5月2日報告）は、「学校法人は、その諸活動の計画について予算を編成し、予算にもとづいて運営される。」と規定し、予算制度を学校法人会計の基礎的前提のひとつにあげている。

そもそも学校は公の性質を有するものであり、私立学校を設置する学校法人は、その公共性と自主性を確保するために、財政的にも健全な維持と発展とを期するものでなければならない。学校法人の健全な維持と発展は、長期的な観点にもとづく財政計画ないしは予算の整備を欠いては合理的な実現が困難である。

このように学校法人にとってとくに予算制度が重視されなければならないのは、およそ次のような学校法人財政の特性によるものと考えられる。

1. 資金源泉の公共性

学校法人の資金源泉の主要なものは、学生生徒等納付金であり、また、近時国・地方公共団体等からの補助金が占める割合が増加してきている。さら

に、学校法人の多様な資金源泉の中には、学費負担者以外の第三者による善意の寄付金も多かれ少なかれ含まれている。

このように、学生生徒等納付金のみならず、国民の税金や善意の寄付金を資金の源泉にあおぐ場合、その適正な使用についてとくに努力を払わなければならないのは当然であり、予算制度はその効果的な使用の計画と、実際の使用過程における無駄や浪費の排除のために、必須の制度と理解される。

2. 収入・支出要因の固定性

学校法人の主要な財源である学生生徒等納付金収入は、学生生徒等の数と授業料等の単価との積として算出されるが、教育の1サイクル（修業年限）の期間において、授業料等学費の単価はそのサイクルの途中でたやすく変更できない場合が多く、学生生徒等の数もサイクルのはじめに確定した人数が卒業までにはほとんど増減しないのが通常である。このため、収入についてはもとより、支出についても、その教育プログラムの1サイクルが終了するまでは、これに必要な支出として当初計画した額を自由に変更することは実際上困難である。

このように、当初の計画が単に1会計年度にとどまらず、以後、数年度にわたって学校法人の財政に固定的な影響を及ぼし、その点で当初計画の適否は学校法人の財政に決定的な意味をもつといえよう。

3. 資産運用上の損失の特性

学校法人の資産に対しては、何びとの所有権も持分関係も成立しないので、学校法人の運営上その資産に損失が生じても、それが「善良な管理者の注意」の明らかな欠如によるものでない限り何びともその損失を負担できる関係にはない。このことは元入資本出資者が損失をすべて負担する営利事業の場合とは異なるところである。

また、学校法人の収入・支出の関係は、営利事業のように収益をもって費用を回収するという過程をもたず、学校法人の収入は一方向的に消費されるにすぎないのである。

(付 記)

もとより、予算制度は予算制度そのもののためではなく、あくまでも学校法人の合理的な運営のための用具である。以上のような予算制度の意義に対する共通の理解の上になつて、今後、学校法人の予算制度の運営に役立つ研究を推進し、逐次その成果を報告する予定である。